史跡田島弥平旧宅　整備基本計画

平成 28 年 3 月

伊勢崎市教育委員会

目　次

第1章　目的と策定の経緯　1
　第1節　目的　1
　第2節　策定の経緯　2

第2章　史跡の環境　7
　第1節　歴史的環境　11
　第2節　地理的・自然的環境　15
　第3節　社会的環境　16

第3章　史跡の概要と現状　19
　第1節　概要　19
　第2節　変遷と現状　19

第4章　基本方針　23
　第1節　基本方針　23

第5章　基本計画　25
　第1節　管理運営の体制　25
　第2節　全体計画及び地区区分　28
　第3節　整備の概要　33
　第4節　史跡を構成する歴史的建造物等　37
　第5節　敷地　73
　第6節　遺構表現　77
　第7節　修景および植栽　78
　第8節　養蚕と関わりのない工作物、設備等　79
　第9節　管理活用施設の整備　84
　第10節　史跡周辺の環境保全　90
　第11 節　歴史的資料　94
　第12 節　施設の活用と災害時の対応　96

第6章　事業計画　99
　第1節　短期、中期、長期の事業計画　99
　第2節　今後の課題　101

第1章　目的と策定の経緯

第1節　目的

1-1.　整備の目的

史跡田島弥平旧宅は、近代養蚕農家の原型となった主屋が改変を繰り返しながらも現存する。利根川の洪水にも屈することなく、生業である蚕種製造を続けてきた。この史跡の保護に関しては、平成 24 年度策定の保存管理計画で「史跡地及び史跡に所在する建築物・構造物の本質的な価値と現状」「史跡を構成する諸要素とその課題の抽出」「各構成要素の保存管理を進めるための考え方と取扱基準の設定」「史跡に関わる植生の取扱いと防災に関する考え方」等史跡の保存に対する本質的な理念や考え方が示されている。

本計画では、保存管理計画で示された方針を基本に据え、史跡の価値と保護を理解した上で、保存と活用を推進することによって、まちづくり・文化的観光・教育の発展に寄与することを目指す。

1-2.　整備の対象

整備では「本質的価値を構成する枢要の諸要素」及び「本質価値と密接に関わる諸要素」となる建造物、工作物等、遺構、庭園、地業、植生を極力改変することなく、確実に保護を行い整備を進める対象とする。また「その他の諸要素」に含まれる本質的価値と関わりのないものは、将来的に除去や移転を検討する対象とする。この考え方を基に、保存整備を進める。保存整備においては真実性の保持と復元、伝統技術の活用と新技術の開発導入、史跡等の指定地内と指定地外のとの整合性及び調和について考慮する。

1-3.　整備の目標

史跡を構成する建造物、工作物等、遺構、庭園、地業、植生などの諸要素を適切に整備する。また、田島弥平旧宅及び蚕種製造の歴史、史跡周辺の養蚕農家群、世界遺産としての位置付け等を考慮した保存整備、展示、管理（広報、安全、調査研究）での活用を行う。

1-4.　整備基本計画の位置付け

本計画は、平成 24 年度に作成された「史跡田島弥平旧宅保存管理計画」、さらに平成 26 年度に世界文化遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」の「包括的保存管理計画」、伊勢崎市の都市計画マスタープランなどとの整合を図ったうえで策定される。第 2 次伊勢崎市総合計画においても、まちづくり重点プログラムのひとつに田島弥平旧宅の整備が位置づけられている。それぞれの計画が相互に連携し、史跡として、世界遺産の構成資産として適切な整備を具現化するための計画であり、同時に伊勢崎市全体の政策に貢献する計画とする。

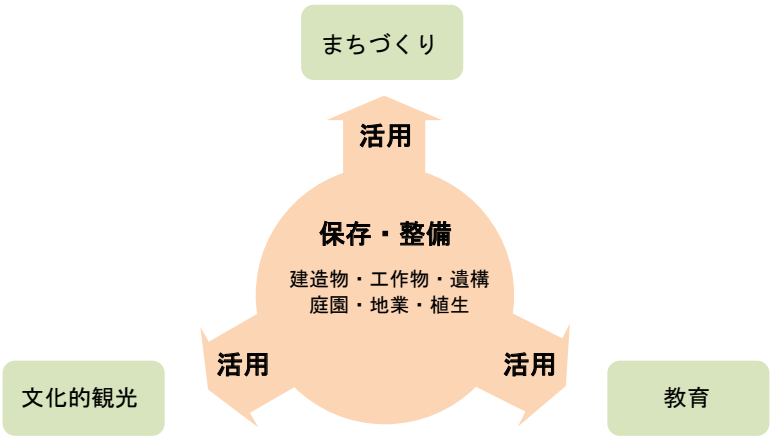

図 1-1　整備活用イメージ

第2節　策定の経緯

整備基本計画の策定は伊勢崎市教育委員会文化財保護課が事務局となり、平成 25 年度に設置された伊勢崎市田島弥平旧宅整備委員会が審議するかたちで進められた。委員会は整備計画の内容についてテーマ毎に開催され、専門的な事案については専門委員による小委員会を開き本委員会で議決を得るようにした。また並行して実施した建造物や史資料の調査結果については委員会にて随時経過報告を行った。

2-1.　委員会名簿

氏名	委員役職	専門担当	現職（委員会開催時）
■委員			
宮崎　俊弥	委員長	日本近代史 （蚕糸業史）	共愛学園　前橋国際大学名誉教授
黒津　高行	副委員長	建築学	伊勢崎市文化財調査委員 ／日本工業大学教授
飯島　義雄	委員	史跡管理 （考古学）	元群馬県埋蔵文化財調査事業団 調査研究部長
大野　敏	委員	建築学	横浜国立大学教授
栗原　知彦	委員	郷土史	ぐんま島村蚕種の会
西川　武臣	委員	日本近代史 （流通史）	横浜開港資料館副館長
村田　敬一	委員	建築学	群馬県文化財保護審議会専門委員
■指導助言者（オブザーバー）			
市原　富士夫	—	文化庁記念物課　文化的景観部門　文化財調査官	
山下　信一郎	—	文化庁記念物課　史跡部門　文化財調査官（平成 25 年度）	
南雲　芳昭	—	群馬県文化財保護課長補佐兼文化財活用係長	
飯森　康広	—	群馬県文化財保護課文化財活用係主幹	
坪内　陽祐	—	群馬県文化財保護課文化財活用係指導主事（平成 25 年度）	
亀井　信明	—	群馬県世界遺産課世界遺産係主事	
井上　昌美	—	群馬県世界遺産推進課登録推進係主幹（平成 25 年度）	
田島　英雄	—	田島弥平旧宅当主	
新井　赴志	—	伊勢崎市企画部企画調整課長（平成 27 年度～）	
池田　浩一	—	伊勢崎市企画部企画調整課長（平成 25，26 年度）	
小暮　景一	—	伊勢崎市教育部教育施設課長	
■伊勢崎市教育委員会			
越須賀　隆一	—	伊勢崎市教育部長	
倉林　宣行	—	伊勢崎市教育部長（平成 25 年度）	
萩原　利美	—	伊勢崎市教育部副部長（平成 27 年度～）	
中島　仁	—	伊勢崎市教育部副部長（平成 26 年度），文化財保護課長（平成 25 年度）	
菊池　英二	—	伊勢崎市教育部副部長（平成 25 年度）	
■事務局			
倉林　亮	—	伊勢崎市文化財保護課長	
福田　徹	—	伊勢崎市文化財保護課長補佐兼文化財保護係長	
倉林　潤	—	伊勢崎市文化財保護課長補佐兼文化財保護係長（平成 27 年度～）	
日野原　国一	—	伊勢崎市文化財保護課長補佐兼文化財保護係長（平成 25，26 年度）	
和久　美緒	—	伊勢崎市文化財保護課文化財保護係主査	
勢藤　力	—	伊勢崎市文化財保護課文化財保護係主査（平成 26 年度）	
和田　慧	—	伊勢崎市文化財保護課文化財保護係主事（平成 27 年度～）	
■コンサルタント			
赤澤　泰	—	（株）文化財保存計画協会	
小島　裕一	—	（株）文化財保存計画協会	

2-2.　伊勢崎市田島弥平旧宅調査整備委員会設置要綱

（設置）
第1条　国指定史跡田島弥平旧宅の調査整備に関する事項を審議するため、伊勢崎市田島弥平旧宅調査整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第2条　委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、教育長に報告するものとする。
⑴　田島弥平旧宅の建造物及び遺構の学術的な調査に関すること。
⑵　田島弥平旧宅に関わる史資料の調査に関すること。
⑶　田島弥平旧宅の整備及び活用に関すること。

（組織）
第3条　委員会は、委員8人以内で組織し、学識経験を有する者のうちから教育長が委嘱する。

（任期）
第4条　委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務の終了する日までとする。

（委員長及び副委員長）
第5条　委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第6条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
2　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（顧問）
第7条　委員長は、必要に応じて顧問を選任し、指導及び助言を求めることができる。

（庶務）
第8条　委員会の庶務は、教育部文化財保護課において処理する。

（その他）
第9条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成26年1月29日から施行する。
（※施行日は、委嘱日とする。）

2-3. 委員会開催経過

第 1 回 伊勢崎市田島弥平旧宅調査整備委員会
日付：平成 26 年 1 月 29 日
場所：伊勢崎市役所 東館 5 階第 2 会議室
議事：委嘱状交付
委員長、副委員長の選出
今後の調査計画について（平成 26 年度から平成 29 年度）
田島弥平旧宅のき損とその対策について
（種蔵の南側壁面と入口の扉、桑場下屋、別荘屋根）

第 2 回 伊勢崎市田島弥平旧宅調査整備委員会
日付：平成 26 年 3 月 25 日
場所：伊勢崎市役所 北館 4 階会議室
議事：今年度事業報告及び次年度事業について
信州の茅葺天窓家屋について
雪害について（平成 26 年 2 月の大雪の被害状況の報告）
修理整備に関する基本方針について

第 3 回 伊勢崎市田島弥平旧宅調査整備委員会
日付：平成 26 年 7 月 15 日
場所：伊勢崎市役所 北館 4 階会議室
議事：世界遺産登録について
事業計画について
修理整備に関する基本方針について
別荘、種蔵の応急修繕について

第 4 回 伊勢崎市田島弥平旧宅調査整備委員会
日付：平成 26 年 10 月 17 日
場所：伊勢崎市役所 東館 5 階第 3 会議室
議事：世界遺産登録について
別荘、種蔵の応急修繕について
今年度事業の進捗状況について
全体計画について
来年度事業内容について

伊勢崎市田島弥平旧宅調査整備委員会小委員会
日付：平成 27 年 2 月 24 日
場所：伊勢崎市境島村公民館学習室及び史跡田島弥平旧宅
議事：田島弥平旧宅主屋補足調査の成果内容の検討

事業計画について
来年度の修繕について

第 5 回　伊勢崎市田島弥平旧宅調査整備委員会
日付：平成 27 年 3 月 17 日
場所：伊勢崎市役所　東館 5 階第 2 会議室
議事：世界遺産登録について
主屋補足調査について
今年度事業について
全体計画について
整備活用基本計画の章立てについて
来年度事業内容について

第 6 回　伊勢崎市田島弥平旧宅調査整備委員会
日付：平成 27 年 5 月 29 日
場所：伊勢崎市境島村公民館 ホール
議事：今年度事業の進捗状況について
田島弥平旧宅周辺の整備について
整備活用基本計画について（進め方、章立て）
整備活用基本計画の内容について（保存管理計画で定めた方向性の確認、全体計画）

第 1 回　史跡田島弥平旧宅整備委員会小委員会
日付：平成 27 年 8 月 7 日
場所：伊勢崎市境島村公民館 学習室
議事：田島弥平旧宅建造物調査について（経過報告：野帳、調査概要）
整備活用基本計画について（桑場、蚕具置場、建物跡）

第 8 回　伊勢崎市田島弥平旧宅調査整備委員会
日付：平成 27 年 9 月 15 日
場所：伊勢崎市境島村公民館 ホール
議事：建物調査について（調査概要の報告）
10 月以降の事業について
（桑場公開に伴う電気工事、普及公開事業、測量調査、史料調査、修繕）
整備活用基本計画について（章立て、全体計画、歴史的建造物の整備）

第 2 回　史跡田島弥平旧宅整備委員会小委員会
日付：平成 27 年 11 月 16 日
場所：伊勢崎市境島村新地集落センター
議事：整備年代について
整備活用基本計画について（全体計画、歴史的建造物の整備）
新年度の事業計画について（平成 27 年度～平成 33 年度にかけての概要）

第 8 回 伊勢崎市田島弥平旧宅調査整備委員会
日付：平成 27 年 12 月 11 日
場所：伊勢崎市境島村公民館 ホール
議事：整備年代について
整備活用基本計画
新年度事業について

第 9 回 伊勢崎市田島弥平旧宅調査整備委員会
日付：平成 28 年 2 月 12 日
場所：伊勢崎市境島村公民館 ホール
議事：整備活用基本計画
新年度事業について

第2章　史跡の環境

第1節　歴史的環境

1-1.　歴史的環境

田島弥平旧宅は、利根川中流域右岸の伊勢崎市境島村字新地に所在する。字新地にある「田島氏移居之碑」（明治4年（1871）建立）によれば、田島氏一族は、新田氏の後裔を称し、元中年間（14 世紀後半）に島村に帰農したという。田島氏は、江戸時代後半に、利根川の中州に位置していた字前島から字新地に移動し、利根川の舟運や養蚕に従事した。江戸時代末期になると田島氏一族は養蚕農家として顕在化してゆく。田島弥平家は、嘉永 5 年（1852）には「島村絵図」により現在地に在ったことがわかる。田島弥兵衛、弥平父子が、島村における蚕種生産に大きく関与しその生産を伸ばした結果、次第に敷地は拡大していった。弥平家に残されている「文久 3 年家相図」と明治 6 年（1873）「壬申地券地引絵図」（群馬県立文書館所蔵）に描かれた田島弥平旧宅の敷地は、現在の屋敷地の形に一致している。

島村地区の人々の生業は幕末から明治初めにかけて蚕種業であったが、その後、輸出蚕種の不振により糸繭生産の養蚕業や国内向けの蚕種製造業へ移行し、昭和 30 年代前後から野菜栽培業へと転換する。島村の風景は、蚕種・養蚕業の衰退及び利根川河川改修とともに、その姿を大きく変えることになった。現在の島村地区は、中央を利根川が東西に貫いて南北に二分され、北側左岸には西島前河原と北向の集落、南側右岸に新地、新野新田及び立作の集落が自然堤防上に立地している。

田島弥平旧宅が所在する新地の集落は平坦な自然堤防上にあり、蚕種製造のための農家建築が各所に現存する。島村は道路から奥まったところに主屋や付属屋を構えて町並みを構成する農村集落である。緩やかに湾曲した旧堤を利用した県道の南に展開する小集落で、集落を南北に貫き渡船場に至る県道の西側では、県道に直交する枝道が整然とした区画を造っている。

1-2.　蚕種製造について

蚕を飼って繭を作らせ、その繭から生糸を作って販売する産業を蚕糸業という。主な物として、蚕種製造業、養蚕業、製糸業がある。田島弥平旧宅は、この中でも蚕種製造業を生業としてきた。蚕種製造業とは、養蚕農家で飼育する蚕の卵を製造し販売するものである。蚕を飼ってその繭を採る養蚕業とはどのような違いがあるのか、ここで蚕種製造の過程をあげる。

最初に、『養蚕新論』にみる蚕種製造の工程を示す。また、その次に大正期以降の一代交雑種の蚕種製造の過程も示す。

『養蚕新論』にみる蚕種製造の過程

① 蚕を飼育する準備 《催青論》

清明（現在の４月５日）の頃に貯蔵していた箱から種紙を取り出し、暖かい場所において卵の孵化を促す。

② 催青 《催青論》

八十八夜前後に卵が孵化する。島村周辺では牡丹の花が満開の頃である。蚕種を青ませるには、蚕種紙の上下に紐を付けてこれを毎日上下に掛けかえる。暖かくなるにつれて紫色から青色に変わり、一斉に孵化する。

③ 孵化した蚕の飼育 《掃下論、獅休論、鷹休論、船休論、庭休論、宿繭論》

孵化した蚕を飼育する。孵化した蚕は、羽箒を使って蚕籠へ移す。まだ小さいので桑を細かく刻んだものを１日に５～６回与える。掃き下しから１０日前後で獅子休み（初眠）に入り、眠から起きると脱皮をする。これを鷹休み（二眠）、船休み（三眠）、庭休み（四眠）と繰り返して４回脱皮し、その後繭を作る。

蚕を飼育する過程の中で、弥平は以下の４点を注意する点として書いている。

1. 蚕籠に筵を敷き、糠を使用して蚕糞による湿気を防ぐこと。
2. 蚕の成長に合わせて蚕籠の大きさを変えていくこと。
3. 三眠以降の蚕には、精選した桑を与え、毎日蚕糞を捨てること。
4. 繭を作る前の蚕には１日に７、８回桑を与えること。

そして、「予カ発明ノ如ク自然ノ気候ニテ養ナヘバ決シテ不熟ノ患ナシ」としている。

④ 繭を収穫 《収繭論》

蚕種用の繭は、蚕を飼育するのと同じように棚に置く。１籠の中に約９升から１斗の繭を１粒ずつ並べる。

⑤ 繭の鑑定　《鑑繭論》

良い繭とは、マブシから繭を手に取り、１粒ずつ指で回転させてみる。繭の厚さが同じならばよく回転する。繭の表面が平らで繭から糸を引き出してみると、一挙にでてくる。繭の色は白繭ならば真っ白のもの、黄繭ならばきれいな黄色になっているものが良い。蚕種の良し悪しは、繭の良し悪しによる。

⑥ サナギの鑑定　《蚕蛾論》

繭になってから８～１０日くらいになったら、繭の小口部分を小刀で切って中からサナギを取り出して鑑定する。良いサナギは黄赤色で繭の形と同じくらいの大きさのもので、勢いよく動き、腹を押してみると押し返すように動くものである。

⑦ サナギから羽化し蚕蛾へ　《蚕蛾論》

暖房を使って蚕を育てる場合には、蚕は生まれてから繭になるまで、約 35 日かかる。暖房を使わずに気候にまかせて育てる場合、気温が低い年には５２日前後、気温が高い年には３７、８日～４０日前後で繭になる。繭から蛾が出てくる日数は、暑い時期ならば１６、７日で、寒ければ２３、４日前後かかる。

⑧ 交配　《制種論》

籠に並べた繭の上に紙を掛けておくと、朝８時頃に蚕蛾が紙の上に這い上がってくる。這い上がってきたら蚕蛾を交配させる。交配している蛾はそのまま別の紙に移し、筵を敷いた籠に載せる。午後１２時ころまでそのままにしておく。

⑨ 割愛、放尿 《制種論》

午後２時ころに、雄と雌を引き離す割愛の作業をして雄はそのまま捨てる。雌は紙に置いたまま静かに４、５度振って少し休ませ尿をさせる。

⑩ 産卵 《制種論》

雌蛾を種紙に置き座敷に何枚も並べる。その時に、縁木（漆塗り）を紙の端に置いて囲み、蛾が外へ出ないようにする。産卵時には、雌蛾が活動しやすい 21.1℃～26.7℃の室温にする。21.1℃以下だと卵を産み残してしまう。卵を残す残さないにかかわらず、翌朝には全て取り出す。取り出した雌蛾をまた別の種紙に取り産卵させる。次の日の夕方にはまた産卵する。

⑪ 検査を行った後、蚕種を販売

製造した蚕種を鑑定し箱に詰めた後、手代らが 9 月から 10 月の無風で好天の日に、箱に入れた蚕種紙をふろしきで背負い、徒歩で現地の得意場まで運ぶ。

島村勧業会社に所属した蚕種製造者達は､輸出蚕種の他、国内向けの蚕種の販売も行っていた。明治８年の記録によると、その販売先は、県下の利根・勢多両郡をはじめ、山梨県都留郡、埼玉県秩父郡・児玉郡が出ている。当時の島村の得意場は、徒歩で往復できる関東近県に限られていたようである。

以上が幕末から明治時代中頃まで、田島弥平旧宅等の種業者で行われていた蚕種製造の過程である。以下は蚕種を受け取った後、養蚕農家で行われた蚕種の取扱方法である。『養蚕新論』の中では、5 月に蚕が孵化する前の秋から冬にかけてどのように取り扱えば良い蚕が育つのか言及している。

【蚕種の貯蔵】 《貯種論》

蚕種紙は、ネズミの通り道や壁際は避けて、暑すぎず、寒すぎない風の通る場所に掛け置く。

【浸水】　《浸水論》

晩秋から仲冬（陰暦 11 月）までは種紙を温度が一定の風通しの良いところに掛け置くか、箱に収納しておく。寒中（現在の１月）午の日の朝に、清潔な桶あるいは甕に十分な寒水を入れその中に蚕種紙を浸す。水に浸す前に蚕種紙の重さを量り、その重さを紙の裏に書いておく。毎朝その水を交換し、４日目の酉の日の朝に取り出し、日影で水が滴るのを取り、２階の下で煙のかからないところに何日も掛けて置く。元の重さに戻ったら箱に収納する。

一代交雑種（大正時代以降）による蚕種製造の過程

① 原蚕飼育

糸繭（注1）生産用の蚕種（蚕の卵）は、「普通蚕種」といい、その親種を「原蚕種」という。原蚕種は蚕種製造所では飼育せず、次代蚕（注2）の掃立（注3）月日を考慮し、桑が良く蚕病の少ない地域に分場（注4）を設置して行う。

② 繭切開（繭切り）

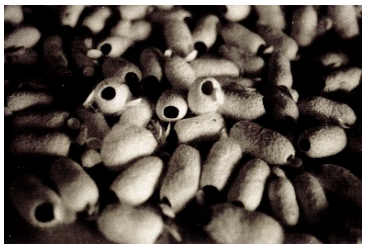

原蚕飼育分場で生産された種繭は、蚕種製造所に運ばれる。種繭（注5）は、選繭（注6）の後、蛹による雌雄鑑別や発蛾（注7）を確実にするために繭を切開し、蛹を取り出す。

③ 雌雄鑑別

蚕種製造は、異なった品種を交配させて交雑種（注8）をつくるので、幼虫か蛹の時期に雌雄を鑑別して分離する必要がある。鑑別にはベテランの鑑別士が行い、繭１つにつき１～２秒の速さで雌雄に分けていく。

④ 蛾拾い

蛹からでてきた蛾を集める作業で、雌雄別々に行う。雄は盛んにはい回るので、容器に収容して冷暗所に保護する。雄蛾に染粉を付けておくと、交配の時、雌雄や品種の見分けに便利である。雌蛾は、雄蛾よりも発蛾日や発蛾時間が遅れるので、雄蛾を冷蔵することもある。

⑤ 交配

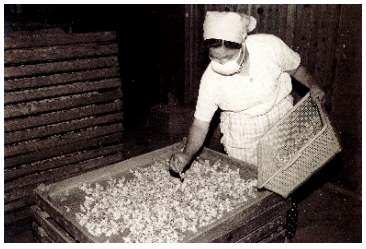

蛾拾いが終わると交雑計画にしたがって掛け合わせを行う。紙を敷いた木枠の中に雌蛾を入れ、後から 10～20%多めに雄蛾を入れる。そして 10～20 分後、完全に交尾したもの以外の蛾を拾い上げ、交尾蛾は、23～25℃の気温の中で２～３時間静置する。

⑥ 割愛（かつあい）・放尿

交尾時間が過ぎると、次の産卵の作業を進めるために交尾中の蛾を引き離す。この作業を割愛という。雄蛾は再度交配に用いることもある。交尾を終った雌蛾は、産卵前に多量の尿を放出する。尿が、卵に付着すると死卵の原因になるので産卵前に放尿させる。

⑦ 産卵

放尿の終わった蛾を５００蛾くらい集め、あらかじめ糊引した蚕種産卵台紙の上に放ち産卵させる。保護温度は、23～25℃で比較的暗い場所で産卵させる。産卵は、割愛後４時間ぐらい経過した頃が盛んで、翌朝までには、ほとんどの蛾が産卵し終える。

⑧収蛾（しゅうが）

産卵し終わった蛾を集める作業。普通休眠蚕種（注9）では、産卵後２日目後に行うが、人工孵化種（注10）では、当日収蛾する。収蛾した中から荷口に応じて規定数量の蛾を抽出し、蛾袋に収め、乾燥して保管し、後日母蛾検査に出す。

⑨母蛾（ぼが）検査

蚕の病気の中で被害が大きいものに微粒子病がある。感染は母蛾の体内から卵にうつるので、感染予防のため検査を行う。母蛾を摩砕し、それをろ過、遠心分離し沈殿物を、顕微鏡で確認する。

⑩蚕種の保護

収蛾が終わると卵の付着している台紙を整理して、一定期間、保護管理する。越年蚕種（おつねんさんしゅ）はそのまま、蚕種庫で保護を続けて、初冬の頃、卵を洗い落してバラ種にする。人工孵化種（じんこうふかしゅ）では、浸酸（しんさん）（注11）に先だって洗い落しを行う。

⑪洗い落とし

気温が水温よりも低下しはじめる11月下旬～12月上旬にかけて蚕種の洗い落しを行う。産卵台紙をあらかじめ水に浸けておき、台紙の糊が溶け始める頃を見計らって、へらなどで静かに洗い落す。洗い落した蚕種は、水中で手もみして良く洗う。

⑫比重選

洗い落した蚕種の中の不受精卵・死卵・ゴミなどを取り除くために塩水による比重選を行う。比重の違った２種類の塩水で蚕種を沈めたり浮かせたりして選別する。

⑬乾燥

再び水洗いし、脱水機にかけて水分をとり、木枠に広げて乾燥させる。完全に乾燥した蚕種は、風選機にかけて精選する。

⑭秤量・箱詰

精選された蚕種は、規定量を正確に秤量して一定量を蚕種容器に詰める。その後、養蚕農家へ配る。

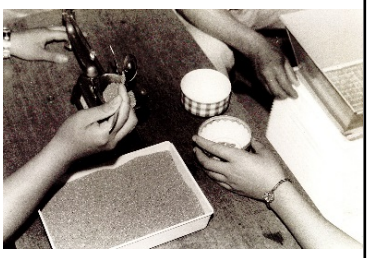

注１　生糸を取るための繭

注２　原蚕種から生まれた蚕のこと。

注３　生まれた蚕を飼育する場所に移して桑を初めて与えること。この時に羽ぼうきにより蚕を掃き下ろしたことからこの名がついた。

注４　原蚕種を育てる場所。

注５　蚕の卵を取るための繭。

注６　異常繭を取り除くこと。

注７　繭の中で羽化した蛾が吐液して繭層をやわらかくして繭から出てくること。

注８　全く違う品種を掛け合わせること。糸を取るための繭を作る蚕の場合は、日本種と中国種の蛾を掛け合わせる。

注９　翌春まで孵化しない蚕種のこと。越年（おつねん）蚕種ともいう。

注 10　翌春まで孵化しない蚕種を希薄な塩酸に浸す処理を施して孵化させること。

注 11　希薄な塩酸の中に蚕種を浸けること。

《参考文献》

日本絹の里　1999『日本絹の里第２回企画展　蚕種』図録

第2節　地理的・自然的環境

2-1.　地理的・自然的環境

（1）位置

史跡田島弥平旧宅は、群馬県南部、伊勢崎市の東南端の境島村に位置し、埼玉県本庄市及び深谷市と県境を接する。利根川と広瀬川の合流点にあり、中央を利根川が西から東へと貫流する。

「島村」は江戸期から昭和 30 年（1955）までの村名。明治4年（1871）群馬県、明治 6 年（1873）熊谷県に、明治 9 年（1876）から群馬県に属す。明治 15 年（1882）に前河原村を合併。明治 22 年から明治 29 年（1896）まで佐位郡に、明治 29 年から昭和 30 年（1955）まで佐波郡に属す。昭和 30 年佐波郡境町に合併、境町の大字となる。平成 17 年（2005）、境町が伊勢崎市と合併し、伊勢崎市の大字名「境島村」となる。

蚕種輸出が盛んであった明治 10 年（1877）の戸数は 317 戸、人口は 1,429 人。平成 23 年（2011）の戸数は 448 戸、人口は 1,326 人。面積 438.4ha、うち河川占有地がおよそ 65％、宅地・耕地などがおよそ 35％である。

（2）地形・土壌

島村地区はその全体が利根川の旧氾濫原にある。地形は低平、標高は 38m から 43m（堤防を除く）。明治 10 年代には利根川左岸に西島及び北向、中州上に西島前河原、右岸に新地、新野、新田、立作の各集落があった。明治 43 年（1910）の大洪水のあと大正年間に現在の堤防が築かれた。その結果、前島と前河原があった位置に利根川の本流が流れている。現在は、左岸に西島前河原、北向、右岸に新地、新野・新田及び立作があり、各集落は利根川沿岸の微高地である自然堤防上に位置している。

利根川は頻繁に流路を変えており、旧島村のほとんどの地域が江戸時代のいずれかの時期に利根川本流の流路となった歴史をもっている。このため、地域全体が川によって運ばれた砂質土壌で覆われている。

（3）気候

気候は、内陸的で気温の年較差、日較差とも大きい。年平均気温は 14.1℃。海に近い東京に比べて年平均気温は約1℃低い。最暖月である 8 月の平均気温は 26.1℃。8 月の平均気温は東京より 0.6℃低いだけであるが、夏の日最高気温は 3℃ほど高い日が多く、日本で最も夏場の気温が高い地域の一つである。冬の日最低気温は東京より 3 ～ 5℃低くなることが多く寒さは厳しい。

冬の降水量は少なく、11 月から3月までの月平均降水量は 50mm 以下である。この間、各月の月平均降水量は東京の半分以下である。最も降水量が少ないのは 12 月で 20mm、極端に乾燥する。

年降水量は 1,050mm ほどで、国内では北海道や瀬戸内地方と並んで少雨地域である。12 月から 3 月頃までは、赤城颪と呼ばれる北西からの強風が卓越する。

気象災害は以前は水害が最も多く、凍霜害がこれに次いだ。その他雹害、風害、雷雨害なども多く発生している。

（4）地図にみる島村地区の変遷

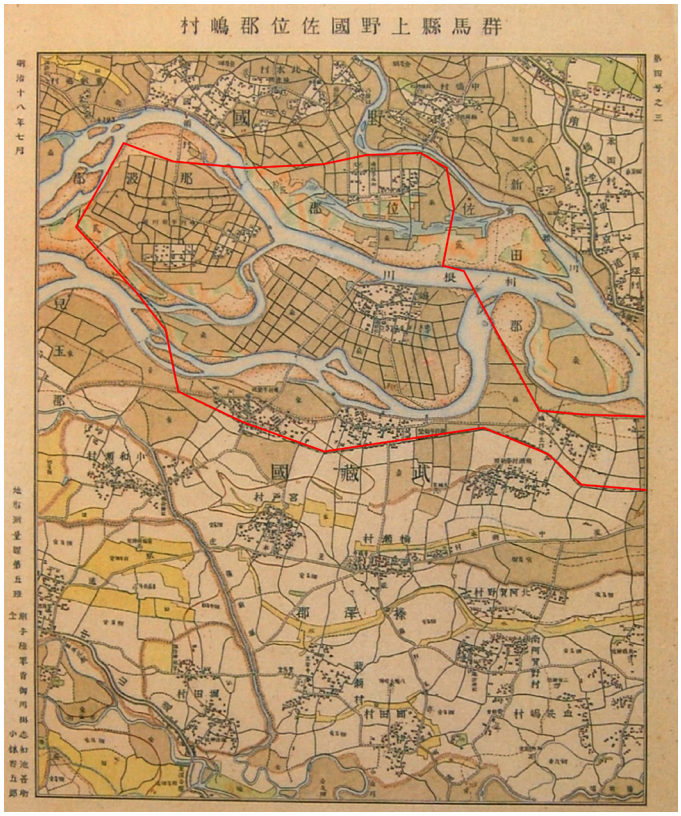

図 2-1 迅速測図（明治 18 年）国土地理院提供

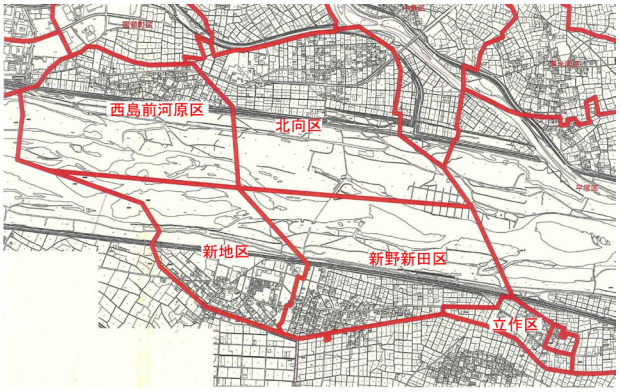

図 2-2 現在の境島島村行政区

第3節 社会的環境

3-1. 土地所有区分

・史跡指定地は、個人所有。

（詳細は保存管理計画 p.-6 に収録）

3-2. 関連事業計画

・伊勢崎市の計画等：

・第 2 次伊勢崎市総合計画　平成 27 年度（2015）～平成 36 年度（2024）

・伊勢崎市都市計画マスタープラン　平成 20 年度（2008）～平成 39 年度（2027）

・境島村まちづくりビジョン　平成 27 年 3 月策定

3-3.　関連する法令 （pp.92-93 に詳細を示す ）

・文化財保護法：平成 24 年に史跡に指定
・都市計画法：市街化調整区域
・農業振興地域の整備に関する法律：農振地域
・農地法
・屋外広告物法
・伊勢崎市景観まちづくり条例
・伊勢崎市景観計画：境島村景観重点区域

3-4.　地域住民の史跡活用に関するまちづくりの取り組み

・ワークショップ等の開催

養蚕が盛んであった時代の情報を記録として残し、地域の内外へ伝承するほか、住民へ聞き取りを行う場として活用する。

第3章　史跡の概要と現状

第 1 節　概要

・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定による指定
名　　称：田島弥平旧宅（たじまやへいきゅうたく）
種　　別：国指定史跡（記念物）
年 月 日：平成 24 年 9 月 19 日
所 在 地：群馬県伊勢崎市境島村甲 2243 番地
所 有 者：田島英雄
管理団体：伊勢崎市（平成 25 年 1 月 30 日指定）

表 3-1　主要構成建物一覧表

諸要素	年代	根拠
主屋 (オモヤ)	文久２年着工・文久３年上棟	・棟札（文久３年 11 月上棟） ・表座敷（玄関）は昭和 27 年撤去後、坪庭にして灯篭など配置
主屋東の建物跡 （隠居→新蚕室の基壇）	・隠居→安政３年以前 ・新蚕室→明治５年以降明治８年以前	・隠居：文久３年家相図にあり蚕室の可能性。新蚕室建築で香月楼西に一部移築 ・新蚕室：明治５年『養蚕新論』、明治８年松ヶ岡開墾場蚕室、明治 12 年『続養蚕新論』
別荘がある基壇 （納屋＝香月楼跡・隠居一部移築）	納屋 (香月楼）は安政３年築、昭和 33 年近隣へ移譲	『続養蚕新論』が記す瓦葺蚕室（納屋＝香月楼）で、安政３年築造で安政５年までに改造実験
桑場（クワバ）	明治 27 年	課税台帳
味噌蔵（ミソグラ）跡	明治以降か	平成 10 年取壊し
種蔵（タネグラ）	文久３年築を明治 16 年再建（位置を替えて）	・柱墨書（明治 16 年） ・文久３年改正図で図示され、明治 16 年再建
穀蔵（コクグラ）跡	不詳	
文庫蔵（ブンコグラ）	文久３年～明治５年	・角釘使用 ・家相図で位置変更、『養蚕新論』「遠山近水邨舎図で棟方向が異なる
表門	明治頃まで遡るか	・家相図、「遠山近水邨舎図」にある
東門	明治頃まで遡るか	・家相図、「遠山近水邨舎図」にある ・明治末の古写真
裏門	大正から昭和初期か	・家相図、「遠山近水邨舎図」にある ・高麗門形式
蚕具置場	昭和 15 年	
氏神様・鳥居	安政頃か	・家相図、「遠山近水邨舎図」に存在 ・石鳥居刻銘「安政３年」
井戸上屋	大正３年	課税台帳
貞明皇后記念碑	昭和 45 年建立	昭和 23 年行啓記念碑

第２節　変遷と現状

史跡田島弥平旧宅は、嘉永 5 年（1852）の「島村絵図」にはその敷地が描かれており、幕末には現在の地で生活を営んでいたことは明らかになっている。

史跡の建造物の変遷については、『田島弥平旧宅調査報告書』「第 4 章飼育施設としての田島家住宅（１）田島健一家に見る大型養蚕農家屋敷の移り変わり」（大野敏）の中で、建築の沿革を 4 期に区分し変遷を追っている。以下の表は、この論文を元に現在の屋敷構えを加えた 5 期区分として変遷を示したものである。また横浜開港資料館が行った文書調査で把握した史料のうち、田島弥平家の蚕種製造に関する史料の点数をあげ、どの時点まで田島弥平家で蚕種製造が行われていたかを示している。

表 3-2　田島弥平旧宅変遷一覧

区分	年代	屋敷の変遷	屋敷の写真、絵図
1	文久3年主屋建築～新蚕室建築前まで	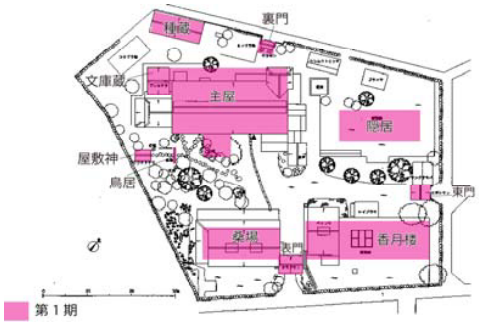	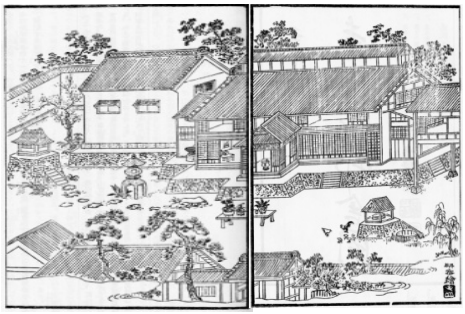
2	明治5年～8年頃新蚕室建築期から明治後期	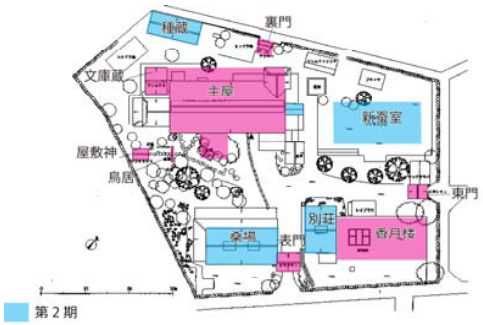	
3	新座敷建築期（大正期～昭和15年）	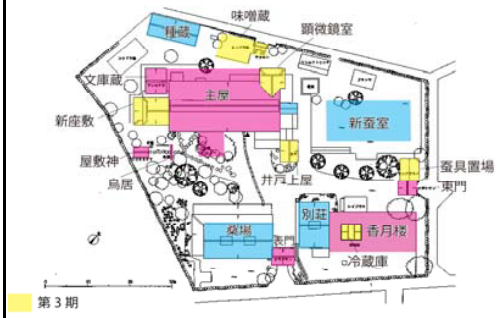	
4	昭和16年～33年別荘東部移築	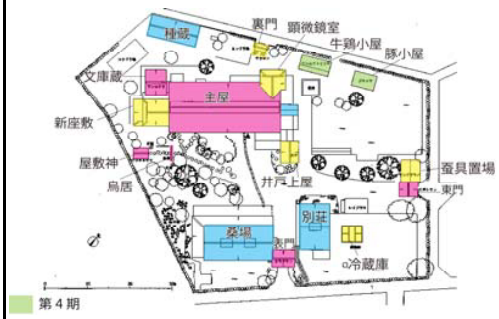	
5	現在	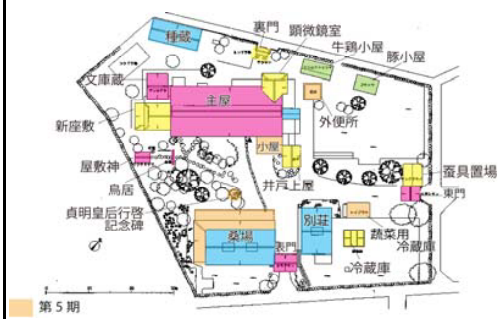	

蚕種製造に関する文書数 （横浜開港資料館整理分） （3,451点）	年表		
・111点	**1856（安政3）**	**隠居、香月楼、屋敷神、鳥居**	初代弥兵衛
	1863（文久3）	**田島弥平旧宅主屋上棟、文庫蔵、表門、東門**	
	1864（元治1）	田島弥平、武平ら蚕種商人仲間「島村組」を結成する	
	1865（慶応1）	蚕種輸出解禁	
	1866（慶応2）	田島弥兵衛（初代）没	
	1873（明治3）	蚕種製造規則発布	
	1871（明治4）	宮中養蚕開始	
・129点	1872（明治5）	・田島弥平『養蚕新論』を著す ・村内の蚕種業者165人が協同して島村勧業会社を設立 ・2回目の宮中養蚕奉仕。世話方は田島弥平 ・蚕種製造大総代制度の導入。田島武平と弥平が大総代に選ばれる。 ・官営富岡製糸場操業開始	二代目弥平（明治31年没）
	1873（明治6）	・3回目の宮中養蚕奉仕。世話方は田島弥平 ・蚕種製造規則は蚕種取締規則と改正される。 ・蚕種製造規則の大改正 ・蚕種原紙売捌規則が出される。	
		・新蚕室	
・大正年間で217点	**1883（明治16）**	**種蔵再建**	
・大正4年あたりから「春期」「秋期」の養蚕日誌がみられるようになる。	**1888（明治21）**	**燼の設置**	
・大正13年から「春蚕種」「秋蚕種」「晩秋蚕種」の販売帳がみられる。	**1894（明治27）**	**桑場**	四代目弥平（昭和17年没）
	1914（大正3）	**井戸上屋**	
・昭和2年～15年　513点	1923（大正12）	田島弥平（邦太郎）宮中養蚕奉仕	
	1926（大正15）	**新座敷**	
	1940（昭和15）	**・蚕具置場**	
		・田島弥平旧宅内での蚕種製造を終える	
・2点			
	1941（昭和16）	島村蚕種共同施設組合結成（島村蚕種株式会社の前身）	
	1948（昭和23）	・貞明皇后が田島弥平家を行啓される ・島村蚕種協同組合に改組	五代目弥平（平成2年没）
	1969（昭和44）	島村蚕種株式会社となる	
	1970（昭和45）	**貞明皇后行啓記念碑**	
	1988（昭和63）	島村蚕種株式会社廃業	六代目健一（平成26年没）

第4章 基本方針

第 1 節 基本方針

1-1. 整備の考え方

整備は、田島弥平旧宅の価値を維持し、さらにその理解度を深めるとともに、確実に次世代への伝達を図るために実施される。価値の物証として現存する建造物等の維持のための整備であり、また同時に建物等が現存しないために理解が困難な遺構等の表示や解説といった整備を進めることで、より価値の周知伝達を促すために行う。

田島弥平旧宅の価値の根幹である「蚕種製造に関する清涼育を体系的に完成させ、その後全国の養蚕農家の規範となる建物も発案し近代養蚕飼育法を確立させたこと」の物証である現存建物や遺構等を含めた敷地全体の保存を前提とする。

先に策定した保存管理計画の中でも「史跡の保存整備と活用」について方針等が示されている。主な内容は、以下に示すとおりである。

・人の営みが継続されている史跡である点を踏まえ、生活の場として尊重する。
・所有者及び関係団体等との連携を図り、史跡としての活用を図る。
・既存建造物の外観や構造の維持と保存に努め、保存管理方針に沿って以下の通り整備を検討する。
　① 田島弥平の業績の歴史的意義を伝え、さらに蚕種製造の価値を深めることを整備方針とする。
　② 現存する屋敷構えや建物の配置を公開する。
　③ 建造物は調査に基づいて修理を行い、条件の整ったものから公開を図る。
　④『養蚕新論』の版木等様々な歴史資料を展示する。
　⑤ 建造物や記念碑、養蚕具などの指定地内に現存する要素を活かした展示を行う。

上記、方針を尊重したうえで、本計画で改めて田島弥平旧宅の整備活用について検討し、その方向性を定めている。

1-2. 基本とする整備の方向性

① 整備する際に基準とする年代の考え方

・田島弥平旧宅の整備は、文久 3 年（1863）に主屋が建てられてから自宅での蚕種製造を停止する昭和 15 年頃までの建造物・屋敷構えを整備する際に基準とする年代の指標とする。
・整備方針決定のため、田島弥平旧宅の歴史とともに変化してきた建築物・屋敷構えについて、文久 3 年（1863）の家相図「九疇開根風水相応之図」「改正成就有象之図」に見られる姿から、現在に至るまでの変遷を簡略化して時系列にまとめ、整備する際に基準とする年代を検討している（表 3-2）。
・「清涼育」が体系的に完成され、近代養蚕農家[注1)]の規範となった主屋を中心とした建造物・屋敷構え全体の保存を図る。

② 整備方法の考え方

・各建物の修理・修復は、当面は必要最小限の整備に留め、史跡全体の活用方法に応じて、それぞれの建物で整備を検討する。
・史跡全体の保存及び活用のために必要な管理防災設備の整備を行うと同時に、構成要素の価値（構造、形状等）の保存に必要な整備を実施する。整備実施においては事前に発掘調査を行う。
・所有者の生活の場と史跡としての公開の場を明確に区分し、相互に支障をきたさないように整備を行う。

また公開範囲と活用については、所有者と協議の上決定する。

・主屋については将来的な整備の構想を盛り込む。

② 活用の考え方

：公開

・清涼育、蚕種製造という史跡の価値に加え、世界遺産の構成資産の一つとしての価値の理解を可能とする公開活用を行う。

・所有者及び関係団体との連携を図り、公開活用を行う。

：展示

・田島家に伝わる歴史資料を活用し、田島弥平の業績、蚕種製造に関する解説展示を行う。

・建造物の特徴を表す構造等について見学者の理解を深めるため、模型を用いた解説をする。

：調査・研究

・田島家に伝わる史資料の調査研究を行い活用する。

・史資料の調査結果については計画的に報告・公開する。

注 1)： 明治 12 年刊行の『続養蚕新論』には、弥平が確立した 2 階建、瓦葺、櫓付養蚕建物に到るまで、次のような経過があったことがまとめられている。

「この時代の養蚕建物は、萱葺きや板葺きのものが多く、それが養蚕に適していると考えられていた。しかしそれらは火災に弱く、弥平も幼少時に自宅が消失した経験があった。そこで、貰い火に強い瓦葺の養蚕建物を安政 3 年 (1856) に建て、2 階で蚕の飼育を行ったが、温度が上がり不良な蚕となり、失敗した。次年に、その建物の屋根の上に、抜気用の窓（櫓）を造り、空気の循環を良くしたら良質な蚕が獲れた。安政 5 年（1858）になると、さらに 2 階の四方の壁を全て窓としたところ、空気の流れが良くなり、さらに優良な蚕を収穫できた。ここに蚕室の補温を制限しながら空気循環に意を用いた瓦葺 2 階建櫓付養蚕建物の基本様式が完成した。」

さらにこの建築様式で、1階を居住区とし主に 2 階で養蚕を行う 2 階建、瓦葺、櫓付の主屋を文久 3 年 (1863) に建造した。この居住と養蚕を兼用した養蚕建物は、その後、中小養蚕農家にも受け入れられ、一般的な養蚕建物として普及していく。松浦隆利は『在来技術改良の支えた近代化』第 2 章「「近代養蚕農家」の発生」の中で、「近代養蚕農家」は江戸時代中期から明治後期までつくられた「赤城型民家」とは全く違う形式であるとしている。そして、弥平が考案した、瓦屋根を採用し、ヤグラと呼ばれる換気装置の棟への配置、総二階建ての構造で、幕末から昭和 40 年代前半まで造り続けられたものを「近代養蚕農家」と呼称している。

第5章　基本計画

第 1 節　管理運営の体制

1-1. 国県市と所有者との連携について

・管理は文化財保護法に基づいて指定された管理団体である伊勢崎市と所有者が協働して行う。

・史跡地内には所有者が居住していることを尊重し、所有者の生活に配慮した管理を行う。

・指定地及び周辺に関する運営は下記のとおりである。

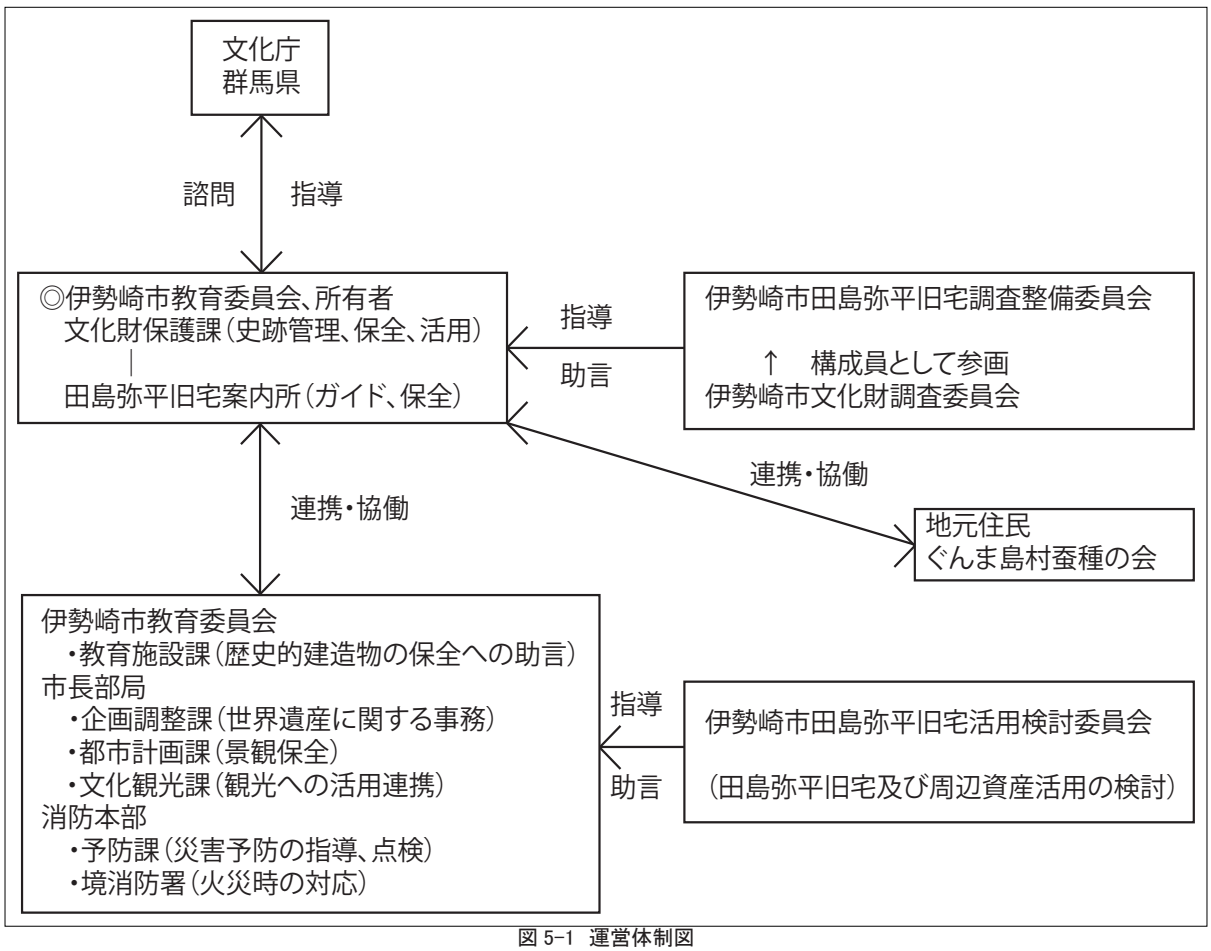

図 5-1　運営体制図

1-2. 維持管理について

1）日常管理

・保全部分は所有者、保存部分は所有者及び伊勢崎市職員にて管理を行う。
（保全部分、保存部分については「史跡田島弥平旧宅保存管理計画」pp.58-60 のとおり）
・田島弥平旧宅案内所の臨時職員を敷地内に配置し、見学者への案内とともに清掃等環境保全を行う。
・防犯対策と見学者の安全確保のため、史跡には警備会社に業務委託した警備員を配置する。
・公開する建物については、自動火災報知設備と消火器を設置する。

2）定期管理

・歴史的建造物の総合点検を行う（表 5-1 参照）。
・設備器具の保守管理を行う。
・防災機器に関する管理を行う。
（基本的には年 1 回程度の定期点検を予定する。）

3）経過観察

① 活用を目的とした経過観察
・見学者の分析
今後の整備活用に向けた対応を検討するために、田島弥平旧宅における年間、月、日、時間帯の見学者数や男女年代比の記録を取り、得られた情報の傾向を集計・分析する。

② 維持管理を目的とした経過観察
整備後、定期的に保守点検を行う。検査記録から構成要素の変化を確認し、田島弥平旧宅の実情にあった長期整備計画の策定を目指す。

表 5-1　経過観察の対象と指標項目

対象部位		経過観測指標項目	定期点検の目安
建造物等	基礎	□地盤や石積の緩みによる沈下や亀裂	基本的には年 1 回程度の定期点検を予定。 ※破損の大きいところや床下など定期的な点検で全てを確認することが困難な部位については、問題を確認した時点で措置の検討を行う。
	床下	□腐朽、蟻害等の虫害や獣害、雑材の放置	
	外壁	□土壁：意列、剥離、脱落、木下地の腐朽 □板壁：風化、ひび割れ、脱落	
	床	□土間：亀裂 □板敷・畳：湿気、腐朽、破損	
	屋根及び雨樋	□金属板葺：雨漏り、錆、破損 □瓦葺：雨漏り、瓦の葺足の乱れ、棟積の不陸、破損 □雨樋：破損や目詰まり	
	造作材	□鴨居、敷居、長押等の造作材の腐朽、風化、摩耗	
	建具	□破損、鴨居や敷居の異物、金物の破損	
	設備	□各種設備機器、内部配管・配線	
基礎・排水	石垣、基壇、盛土等	□石垣の孕みや変位、石材の欠損 □植物による攪乱 □盛土の流出	
	排水等	□開渠排水の堆積物、目詰まり □雨水による地盤洗掘	
庭園	石碑、石塔類	□石造物の傾倒 □印刻文字面の剥落や風化 □クラック、割れ □地衣類や塩類の発生	
植生	樹木、生垣等	□生育不良、枯損、折損 □密度と植栽範囲	

第2節　全体計画及び地区区分

2-1. 全体計画

史跡田島弥平旧宅の整備活用について、基本方針に基づき以下のように全体的な考え方を示す。

① 史跡の公開活用について、ゾーニング（地区区分）を設定し、来訪者が見学可能な範囲、施設を明示する（図 5-5）。このゾーニングは、公開活用範囲を示すとともに、整備の優先順位検討とも関連した区分とする。ゾーニングについての詳細は、次項（2-1-1）に示す。

② 区分された各ゾーンに存在する史跡の構成要素を、建造物、工作物等、遺構、庭園、植生、設備等の要素に整理し、史跡の本質的価値を構成する要素と、史跡の本質的価値に密接に関連する要素及びその他の要素に分類し、位置付けする。この位置付けは、先に策定した保存管理計画に基づく（図 5-2）。

③ 史跡を構成する各要素について、ゾーニング及び価値に基づいて整備時期を設定し、整備の必要性の高い要素から整備を実施する。設定したゾーニングを踏まえ、緊急度の高い構成要素から整備に着手する。

第 6 章に示す事業計画との整合を図り、短期整備としては平成 27 年度～平成 33 年度、中期整備は平成 34 年度～ 38 年度、長期整備は平成 39 年度以降として計画する。時期設定の分類については、表 5-2 から表 5-7、および図 5-4 に示す。

また、構成要素の整備内容等について、今後も継続して検討すべき課題もあることから、これも第 6 章第 3 節に記載する。

史跡の構成要素の抽出（保存管理計画 p.51）

構成要素一覧

大分類	本質的価値を構成する枢要の諸要素				
中分類	小分類	番号	中分類	小分類	番号
建造物	主屋	1	遺構	地下に埋蔵されている遺構・遺物	14
	新座敷	2		玄関跡	14-1
	文庫蔵	3		穀蔵跡	14-2
	桑場	4		味噌蔵跡	14-3
	種蔵	5		香月楼跡	14-4
	別荘	6		新蚕室跡	14-5
	表門	7		冷蔵庫跡	14-6
	東門	8	庭園	庭園樹木	15
	裏門	9		門脇樹木	16
工作物等	氏神様	10		灯籠	17
	井戸上屋	11		庭園内飛石	18
	蚕具置場	12		景石	19
	鳥居	13		手水鉢	20
			地業	盛土地形、地割、石積	21

大分類	本質的価値と密接に関わる諸要素	
中分類	小分類	番号
植生	クネ・生垣	22
	竹藪	23
工作物	説明板	24
	貞明皇后行啓記念碑	25
大分類	その他の諸要素	
中分類	小分類	番号
工作物等	蔬菜用冷蔵庫	26
	便所	27
	豚小屋	28
	牛鶏小屋	29
	小屋	30
設備等	引き込み柱・電線	31
	屋外水栓	32
	埋設管（上下水道等）	33
植生	建造物遺構上の樹木	34

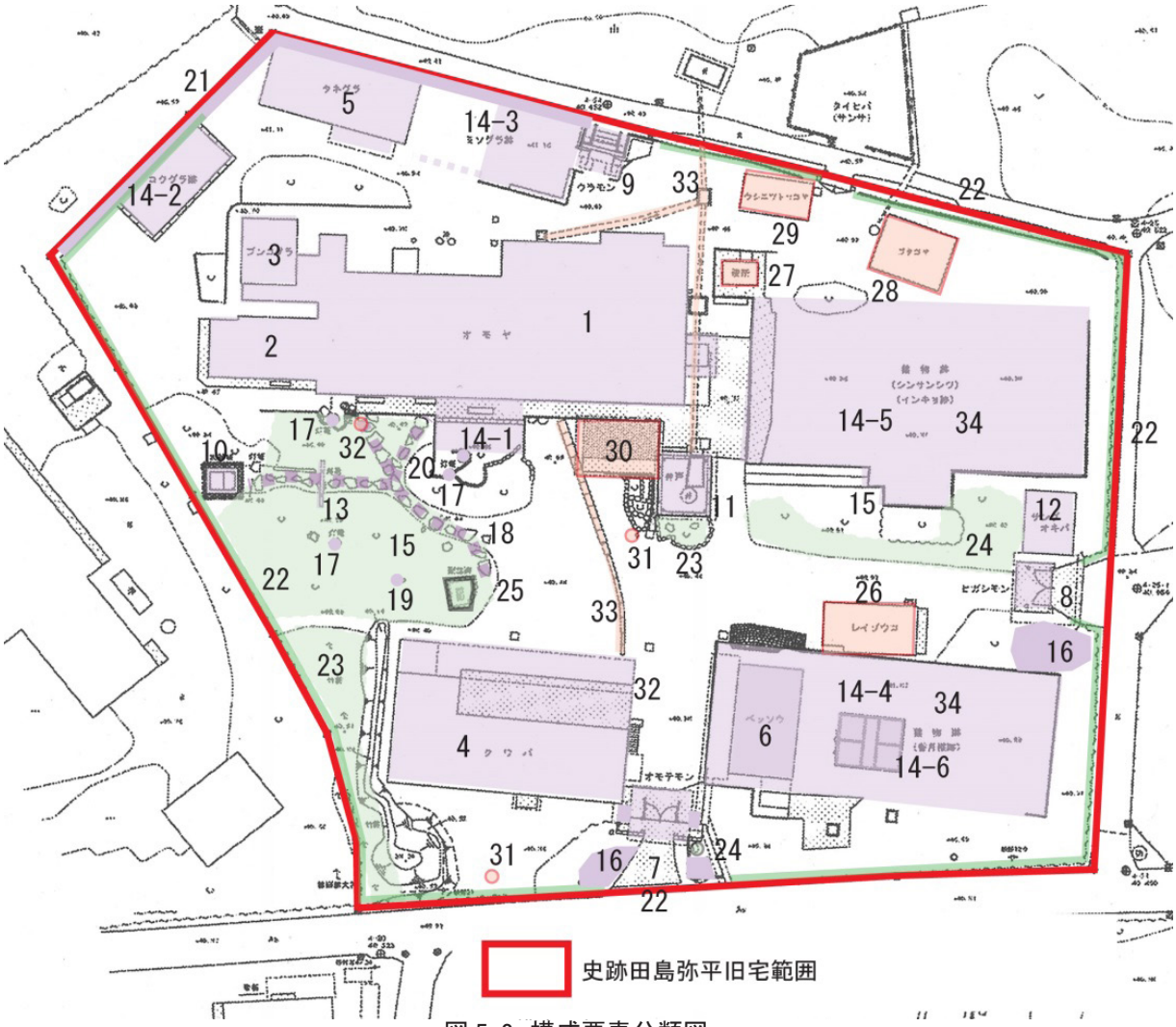

図 5-2　構成要素分類図

2-1-1. ゾーニングの説明と図の提示

保存管理計画において示した「本質的価値を構成する枢要の諸要素」を可能な限り公開するとともに、所有者の居住に支障のない公開活用とする必要がある。そこで、各構成要素の現状及び遺構等の使用状況及び活用方法を以下に整理し、敷地内のゾーニングを設定する。

現在の田島弥平旧宅史跡指定範囲内の状況を整理し、次に示すエリア区分とした（図 5-3）。

① 公開ゾーン（常時公開 / 立入可範囲）
: 表門から東門にかけてと主屋南側の氏神様周辺の敷地

② 公開ゾーン（立入禁止（制限）範囲）
: 香月楼跡、新蚕室跡、玄関跡、氏神様周辺庭園、桑場南および西側

香月楼跡、新蚕室跡、玄関跡はかつて建物があった場所で、現在は基壇の石積が残る。未検出の遺構が存在する可能性があり保護範囲とする。氏神様周辺庭園、桑場南と西側は植栽樹木が繁茂している。史跡の歴史的価値を構成する樹木や風致を維持するため保護範囲とする。

③ 限定公開ゾーン（通常は非公開）
: 主屋東西側および北側

主屋の北側は所有者の生活スペースとなっている。主屋の西側から北側にかけては、穀蔵跡と味噌蔵跡の基壇と種蔵が所在する。特に種蔵は蚕種を保管した蔵とされ歴史的建造物に含まれる。また、主屋 2 階北東角には顕微鏡室がある。所有者の生活に配慮し期間と場所を限定して公開するゾーンとする。

④ 非公開ゾーン（立入禁止範囲）
: 主屋周辺および蔬菜用冷蔵庫

所有者が生活するゾーンであり、原則非公開とする。

⑤ 管理用ゾーン
: 蚕具置場、隣接敷地（柴崎医院跡地）

蚕具置場は、現在、警備関係者の待機、休憩等に使用している。東門脇にあり、今後も警備員の待機場所、管理用具を保管する管理施設とする。

隣地で現在空き家となっている柴崎医院は、かつて田島家と深い関係のあった家であり、今後、その土地使用について十分検討をする。

⑥ 情報発信施設
: 桑場

表門から史跡に入ると左手に在る建物である。桑場は田島家の所蔵品を活用し、田島家の歴史や蚕種製造業を解説するスペースとする。2 階はやぐらの構造や桑場として建物の機能を解説する。

⑦ 将来調査が必要な範囲
: 史跡指定範囲の北東側、南側の隣接地

県道に接した場所には、煮炊き、風呂等に使用する桑の枝部分を保管した桑手小屋が残る。また南側の隣接地には田島家で働く従業員の保養施設が、それ以前には蚕種保存用の冷蔵庫があったとの聞き取りの結果もあり、今後調査が必要である。

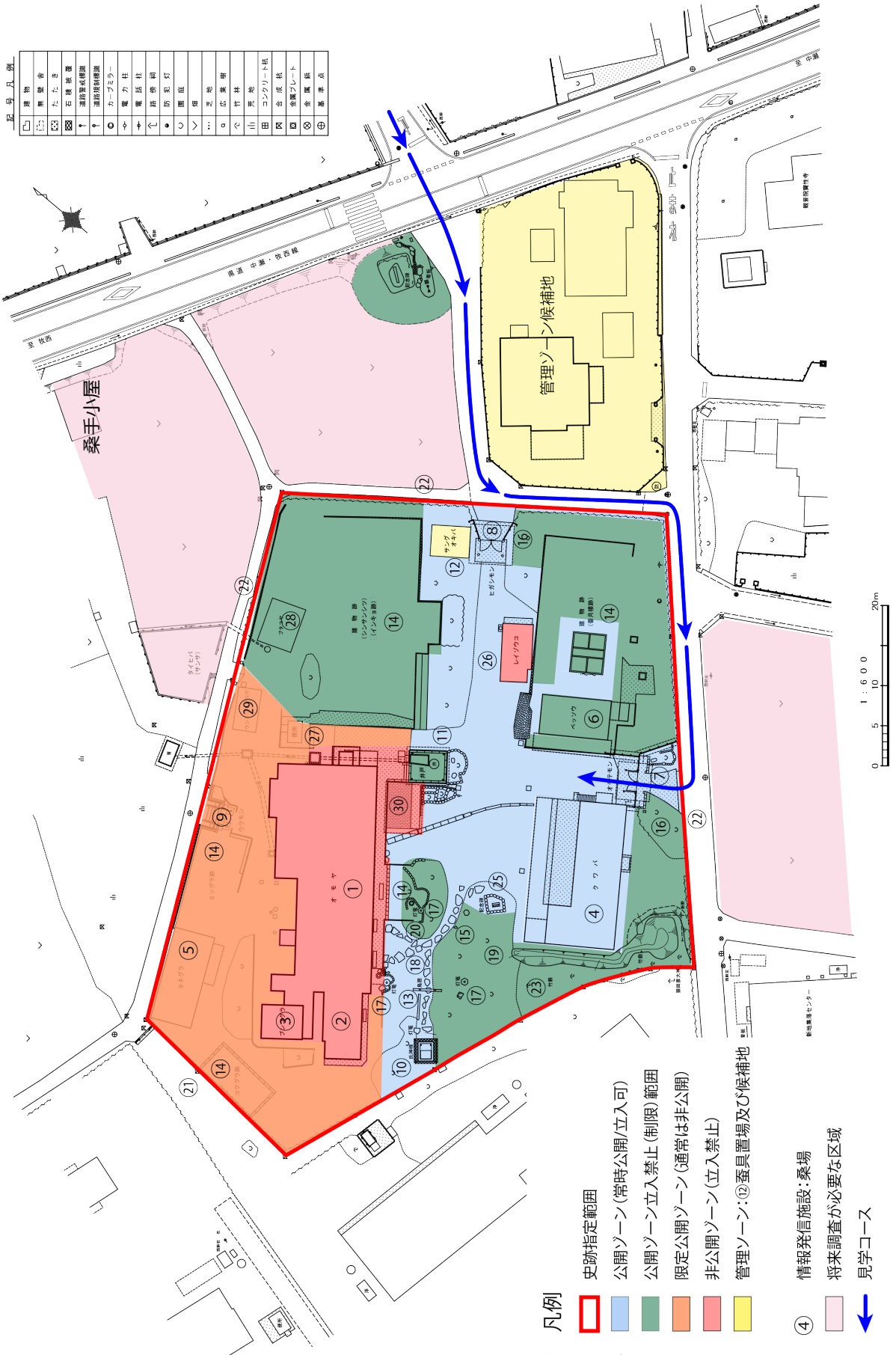

図 5-3　史跡田島弥平旧宅及び周辺のゾーニング図

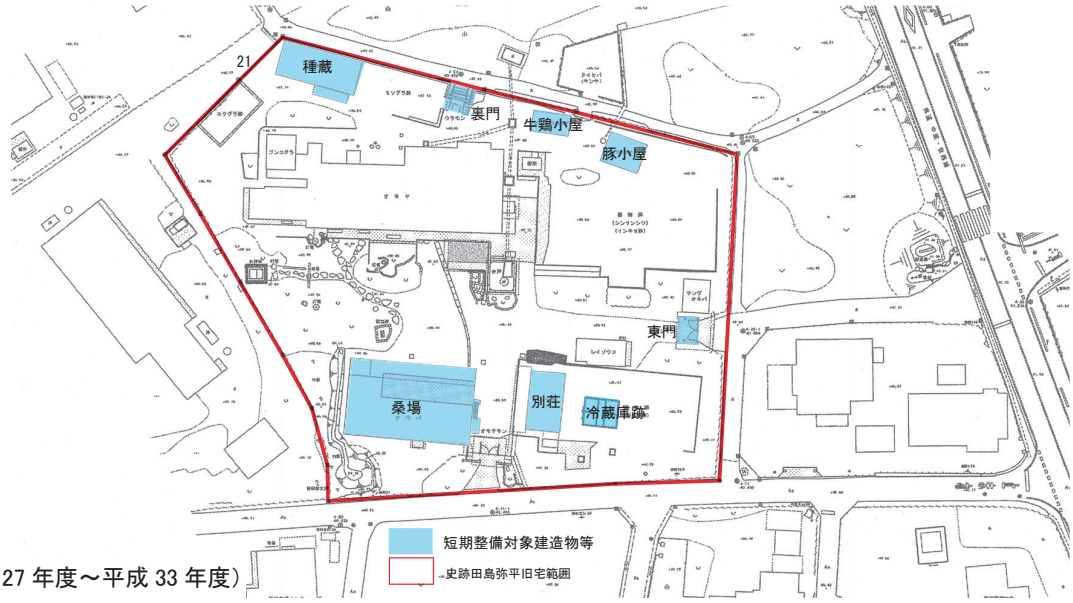

短期整備計画（平成 27 年度～平成 33 年度）

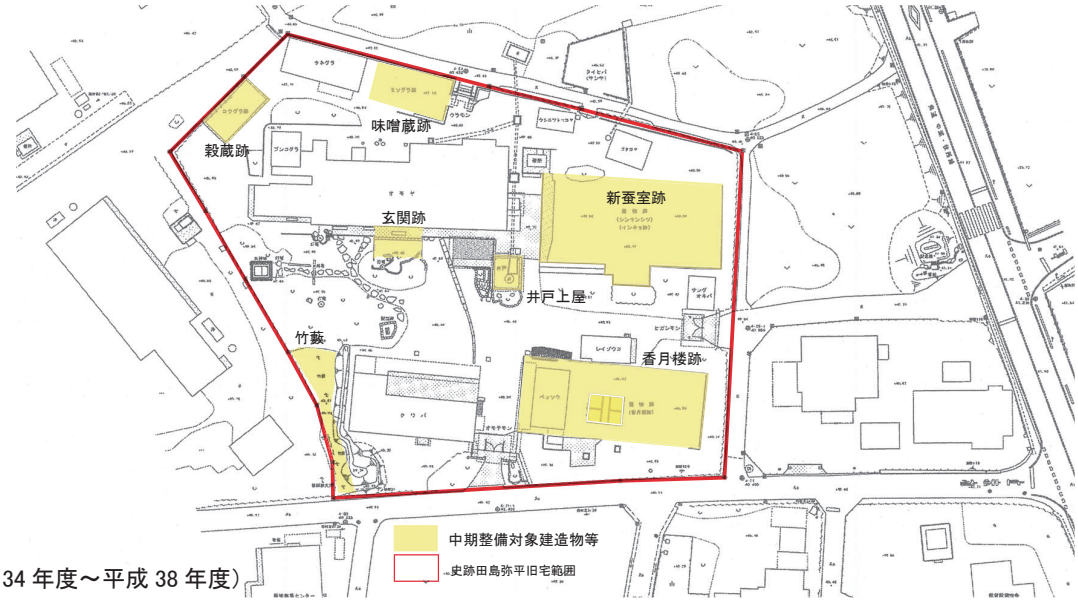

中期整備計画（平成 34 年度～平成 38 年度）

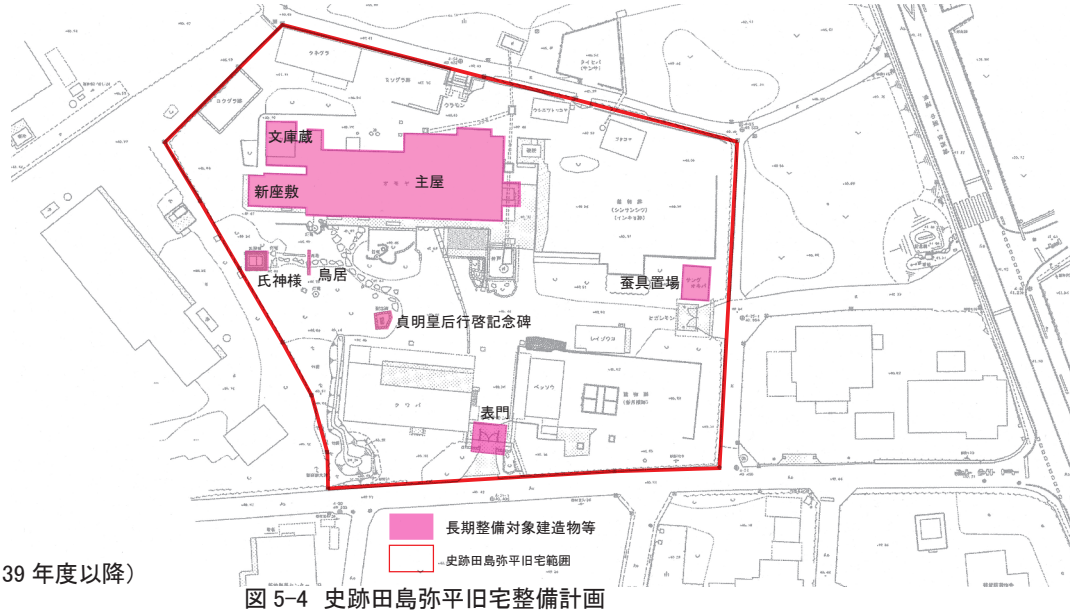

長期整備計画（平成 39 年度以降）

図 5-4 史跡田島弥平旧宅整備計画

第3節　整備の概要

3-1. 史跡田島弥平旧宅の諸要素の整理

保存管理計画に定める史跡の構成要素の区分に従って、各要素の「整備」「活用」を整理する。さらに、前節の全体計画で示した整備の期間（短期、中期、長期）も同時に表示する。

3-1-1. 本質的価値を構成する枢要の諸要素の整理

「本質的価値を構成する諸要素」に分類される各要素の整理を以下に示す（表 5-2 から 5-5、各諸要素の位置は図 5-2 を参照）。

表 5-2　歴史的建造物（凡例：短期、中期、長期）

No	名称	整備・保全	活用	ゾーニング区分
1	主屋	・保全に努める	・外観公開	非公開ゾーン
2	新座敷	・保全に努める	・外観公開	非公開ゾーン
3	文庫蔵	・保全に努める	・外観公開	非公開ゾーン
4	桑場	・１階室内段差解消のためのスロープ設置 ・下屋屋根の修理（木部腐朽部分及び瓦の葺直し） ・蟻害が確認される木部修理 ・２階床板の破損部補修 ・外壁漆喰剥落部の補修 ・建具調整 ・階段、踊り場の修理	・（１階） 史資料、養蚕道具等の展示 ・（２階） 櫓の構造解説、敷地内の展望スペース	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
5	種蔵	・出入口、窓の庇破損部修理 ・出入口開口周囲の漆喰壁修理	・外観公開 ・（限定公開）	限定公開ゾーン （通常は非公開）
6	別荘	・建物内部の収蔵物の整理、移動 ・屋根葺き替え修理（屋根下地木部を含む） ・便所部分全体の修理 ・東面出入口開口部の修理（庇を含む）	・外観公開	公開ゾーン立ち入り禁止
7	表門	・保全に努める	・外観公開	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
8	東門	・屋根瓦の葺き替え	・外観公開	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
9	裏門	・門全体の解体修理（屋根葺き替え、柱傾斜の戻し）	・外観公開 （限定公開） 敷地外部からは常時外観公開	限定公開ゾーン （通常は非公開）

表 5-3 工作物等（凡例：短期 、中期 、長期 ）

No	名称	整備・保全	活用	ゾーニング区分
10	氏神様	・屋根瓦調整等 ・保全に努める	外観公開	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
11	井戸上屋	・貫材等破損部材の交換 ・屋根葺き直し	外観公開	公開ゾーン立ち入り禁止
12	蚕具置場	・屋根材、外壁材の更新、基礎石材の劣化部取り換え、床土間レベルの嵩上げ（降雨時の浸水防止）	外観公開 管理用施設（警備員待機所、用具置き場等）として活用	管理ゾーン
13	鳥居	・保全に努める	外観公開	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）

表 5-4 遺構（凡例：短期 、中期 、長期 ）

No	名称	整備・保全	活用	ゾーニング区分
14	地下に埋蔵されている遺構・遺物	・計画的な遺構・遺物確認調査、調査によって確認された遺構等は保護（地中保存）を図る	調査によって確認、発見された遺構等については、報告書等による公開を行う	公開ゾーン立ち入り禁止
14-1	玄関跡	・復元的な整備は行わない ・扁額見学用の通路整備	外観公開	公開ゾーン立ち入り禁止
14-2	穀蔵跡	・埋蔵文化財調査、遺構確認調査の上、建物基礎の保存処置 ・建物基礎内部の除草 ・遺構表示	外観公開 （限定公開）	限定公開ゾーン （通常は非公開）
14-3	味噌蔵	・埋蔵文化財調査、遺構確認調査の上、建物基礎の保存処置 ・建物基礎内部の除草 ・遺構表示	外観公開 （限定公開）	限定公開ゾーン （通常は非公開）
14-4	香月楼跡	・埋蔵文化財調査、遺構確認調査の上、石垣の部分解体修理 ・建物基礎内部の除草 ・遺構表示	外観公開	公開ゾーン立ち入り禁止
14-5	新蚕室跡	・埋蔵文化財調査、遺構確認調査の上、石垣の部分解体修理 ・建物基礎内部の除草 ・遺構表示	外観公開	公開ゾーン立ち入り禁止
14-6	冷蔵庫跡	・内部清掃 ・コンクリート躯体保存処置 ・透明屋根等の設置	外観公開	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）

表 5-5　庭園・地業（凡例：短期 、中期 、長期 ）

No	名称	整備・保全	活用	ゾーニング区分
15	庭園樹木	・当面整備は行わない ・保全に努める	外観公開	公開ゾーン立ち入り禁止
16	灯籠	・当面整備は行わない ・保全に努める	外観公開	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
17	門脇樹木	・当面整備は行わない ・保全に努める	外観公開	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
18	庭園内飛石	・当面整備は行わない ・保全に努める	外観公開	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
19	景石	・当面整備は行わない ・保全に努める	外観公開	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
20	手水鉢	・当面整備は行わない ・保全に努める	外観公開	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
21	盛り土地業、地割、石積	・長期整備計画とする ・保全に努める	外観公開 （限定公開） 敷地外部からは常時外観公開	限定公開ゾーン （通常は非公開）

3-1-2.　本質的価値と密接に関わる諸要素の整理

「本質的価値と密接に関わる諸要素」に分類される各要素の整理を以下に示す（表 5-6、各諸要素の位置は図 5-2 を参照）。

表 5-6　植生、工作物（凡例：短期 、中期 、長期 ）

No	名称	整備・保全	活用	ゾーニング区分
植生				
22	生垣 (クネ)	・当面整備は行わない ・保全に努める	外観公開	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
23	竹藪	・成長が速いため、日常定期的な伐採等整備を行う ・根の範囲も広く、隣接する桑場内部に侵入しているため、建物への影響のないように除根	外観公開	公開ゾーン立ち入り禁止
工作物				
24	説明板	・当面整備は行わない ・保全に努める	公開	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
25	貞明皇后行啓記念碑	・当面整備は行わない ・保全に努める	外観公開	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）

3-1-3. その他の諸要素の整理

「その他の諸要素」に分類される各要素の整理を以下に示す（表 5-7、各諸要素の位置は図 5-2 を参照）。

表 5-7 その他の諸要素 （凡例：短期 、中期 、長期 ）

No	名称	整備・保全	活用	ゾーニング区分
工作物等				
26	蔬菜用冷蔵庫	・保全に努める	外観公開	非公開ゾーン
27	便所	・保全に努める	外観公開	限定公開ゾーン（通常は非公開）
28	豚小屋	・小屋内に残された荷物を整理後、所有者との協議の上撤去	撤去予定	限定公開ゾーン（通常は非公開）
29	牛鶏小屋	・小屋内に残された荷物を整理後、所有者との協議の上撤去	撤去予定	限定公開ゾーン（通常は非公開）
30	小屋	・保全に努める	外観公開	非公開ゾーン
設備等				
31	引き込み電柱・電線	・保全に努める	現在も使用中	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
32	屋外水栓	・保全に努める	現在も使用中	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
33	埋設管（上水、下水等）	・保全に努める	現在も使用中	公開ゾーン（常時公開 / 立入可）
植生				
34	建造物跡遺構上の樹木	・遺構の確認とともに、抜根を伴う撤去整備	撤去予定	公開ゾーン立ち入り禁止

第４節　史跡を構成する歴史的建造物等

4-1. 建造物（主屋、新座敷、文庫蔵、桑場、種蔵、別荘、表門、東門、裏門）

史跡田島弥平旧宅の指定範囲内には、以下の歴史的価値を有する建造物が現存する。ここでは、これらの建造物の整備活用について記述する。

表 5-8　工作物等構成要素一覧

史跡の構成要素		名称	番号
本質的価値を構成する枢要の諸要素	建造物	主屋	1
		新座敷	2
		文庫蔵	3
		桑場	4
		別荘	5
		種蔵	6
		表門	7
		東門	8
		裏門	9

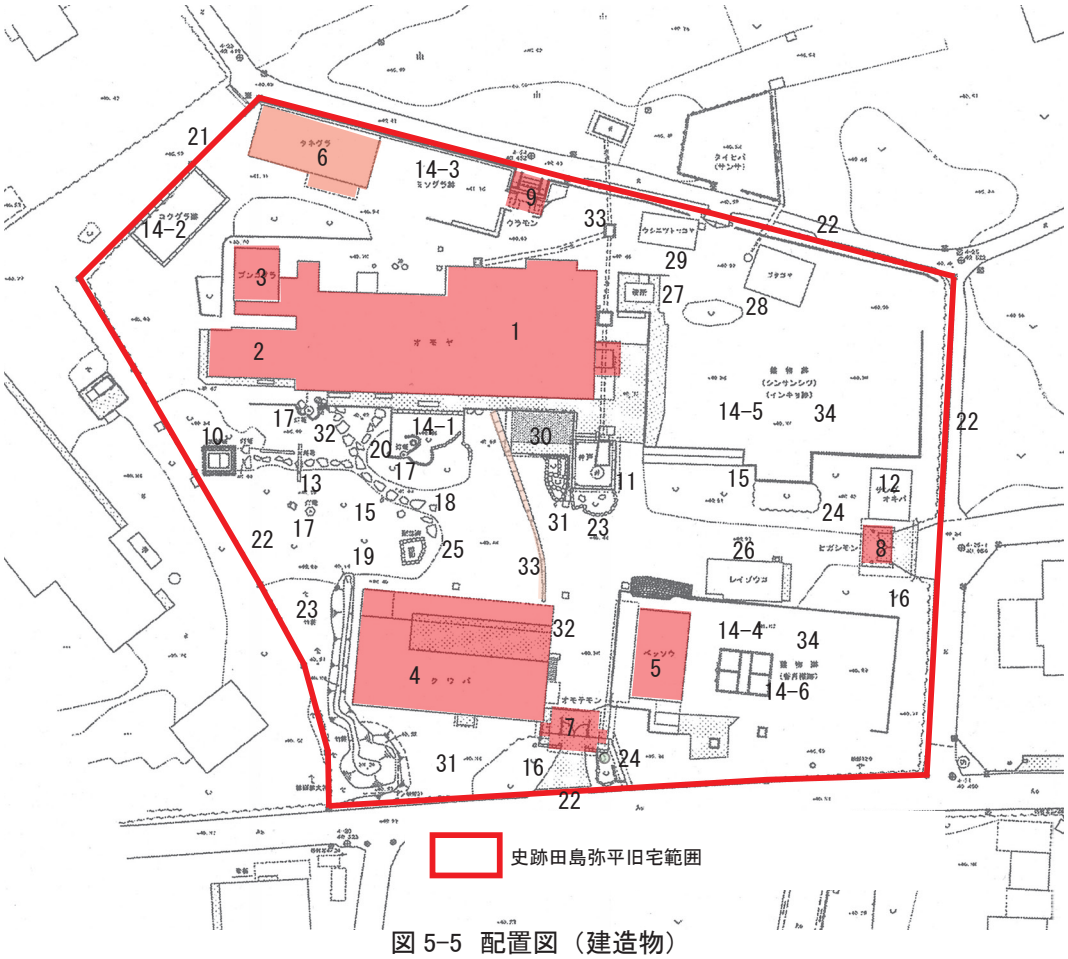

図 5-5　配置図（建造物）

4-1-1. 建造物の整備

田島弥平旧宅の建造物は、主屋が建てられた文久 3 年（1863）家相図に描かれた姿から、増築・減築・改築・移築・用途替え・模様替え等の改変を経て現在に至る。建物調査や史資料等の調査から建造物の改変時期が解明され、時代によって変化する屋敷の様子が明らかになった (p.20-21 「表 3-2. 田島弥平旧宅変遷一覧」参照)。

整備の主たる目的としては、主屋が建てられた文久 3 年（1856）から敷地内で蚕種製造が盛んに営まれていた昭和 15 年頃までの姿を基準とするが、建造物の成り立ちを鑑み、蚕種製造の盛衰と屋敷の変遷の関係に重点を置き、調査・研究を踏まえて建物ごとに検討を行い整備方法を決定する。

整備は、所有者の同意、史跡内のゾーニング、緊急性の有無、活用計画等の調整を図りながら行う。

4-1-2. 建造物の活用

蚕種製造、養蚕業の歴史、島村地区の養蚕農家、田島弥平旧宅の歴史的価値について周知するために建造物の活用を図る。活用の方法は「公開」「展示」「管理」を軸とし、建造物毎に活用内容を定め、活用に必要な整備を行う。

①. 公開

将来的には 9 棟の歴史的建造物を公開する。ただし、史跡地は所有者の生活の場でもあり、当面は公開ゾーン（常時公開 / 立入可）内の建造物に限定して公開を行い、非公開ゾーン (立入禁止) 内の建造物（主屋、新座敷、文庫蔵）および限定公開ゾーン (通常は非公開）にある建造物（種蔵、裏門）は将来的な目標とし、公開範囲から外観を見学する程度にとどめる。

各建造物の公開方法については安全性に考慮する。公開ゾーン内歴史的建造物のうち、内部公開までを予定しているものは「桑場」であり、その他の建造物は外観公開とする。

②. 展示

桑場で田島弥平旧宅と島村の蚕種製造の解説、養蚕道具などの展示を行う（図 5-6,5-7）。

③. 管理施設の整備

現在、史跡から離れた案内所及び駐車場から見学者が徒歩で現地を訪れる状態である。現地での案内はサポートガイドが行う。警備は、見学者の安全と史跡の防犯のため、案内所、駐車場、史跡に向かう際に横断する道路脇、史跡内に警備員を配置する。

史跡内での警備員の待機は、現在「蚕具置場」が利用されているが、雨天時などは、雨水の浸入により待機所としての機能が果たせない場合もある。そのため、下記の管理用施設の整備が必要である。

またサポートガイドがつかないで訪れた見学者が、非公開ゾーン (立入禁止) に立ち入ることや、公開ゾーン立入禁止（制限) 範囲への立ち入りなどの懸念がある。現状は警備員による対応としているが、人権に配慮しながらも、カメラの設置や簡易な放送設備などの設置を検討する。

- 史跡地内の案内員、警備員の配置場所の整備
- 施設を管理する人の休憩、待機場所の整備

①. 主屋

①-1. 建物概要

■構造・規模

- 木造2階建、瓦葺（総櫓付）
- 13.5 間× 5 間
- 下屋 1.5 間幅（東面、北面）
- 増築下屋 1 間幅（東面）

■建築年代

文久 3 年（1863）

用途 (現況)	住居	・1 階：玄関、旧子供室、水廻り、オモテノマ・ツギノマ・ジョウダンノマ・チャノマ・シンシツ・カガミノマ、農耕具置場、物置 ・2 階：サンシツ、子供部屋、ケンビキョウシツ
仕上 (現況)	外部	・屋根：主屋（切妻屋根桟瓦葺、一部入母屋桟瓦葺）、東面下屋（桟瓦葺）、北面下屋（鋼鈑瓦棒葺）、増築下屋（波板鋼鈑葺） ・壁　：トタン張り ・建具：アルミサッシ、木製建具
設備 (現況)		・電気設備：電灯、コンセント、電話、ＴＶ ・給排水衛生設備：上水、下水 ・冷暖房設備：空調設備 ・ガス設備：プロパン ・防災設備：自動火災報知設備
改変履歴	M16(1883) 以降	・2 階蚕室の間仕切設置　・2 階小屋組に筋違補強 ・2 階西面、北面等に筋違補強　・1 階上段の間に爐を設置
	大正年間	・顕微鏡室の増築
	昭和初期	・床下土間にコンクリート打設
	S27(1952)	・玄関（オモテノマ南面に突出ていた部屋）の撤去 ・下屋北面（准九畳・六畳・板間）の撤去
	S50 年代	・2 階に子供室を設置
	H8（1996）	・屋根：瓦葺替、櫓の開口封鎖 ・外壁：トタン張、妻側開口部を塗籠め ・建具：1 階土間、玄関建具をアルミサッシに取替、2 階の建具をアルミサッシに取替、雨戸のトタン張り
備考	建物調査	・ｼﾞｮｳﾀﾞﾝﾉﾏ (中央) 爐蓋裏に「文久 2 年」「明治 21 年」の墨書を確認 ・下屋北面（准九畳・六畳・板間）の痕跡確認
	史料調査	・玄関が解体される前の古写真を発見

①-2 機能や歴史的価値

○弥平が考案した蚕の飼育法「清涼育」に基づいて建てられた近代養蚕農家の原型である。

○「清涼育」に基づく建物の具体的な部位およびその内容は、以下に示す事項となる。

：屋根上には通風のための櫓（越屋根、天窓）が設置されている。

：蚕種製造を行っていた時期は、2 階の壁全面を窓とし、屋根上に設置した櫓と共に開閉して通風の調節を行った。

○ 1 階を主に居住スペース、2 階を専用蚕室スペースとして使用していた。

○ 2 階北東角には顕微鏡室が残る。

○ 2 階の東面には新蚕室2階と主屋を結んでいた渡り廊下の一部が残っている。

○利根川の洪水対策のための工夫が見られる。

（1階は壁が少なく、襖や障子で仕切る造り。浅間石を使用した基壇の上に建つ。）

①-3. 整備活用計画

主屋は、現在も所有者の住居として使用されている建物である。歴史的な価値を有する建造物ではあるが、居住に支障の無い整備を優先する。整備の対象時期としては、長期的な計画に基づく。ただし、常時生活に必要としていない部分については、所有者との協議の上、極力不要な改変等は控え建物の価値の保存を図りつつ修繕を行う。

活用方法は外観のみの公開とし、内部の公開は行わない。蚕種製造に関わる建物の特徴については、桑場の展示スペースを利用して動画、画像、模型を用いた解説を行う。

［長期整備］（平成 39 年度以降）

○保存のための整備

・蚕種製造、養蚕を営んでいた建物の姿を残す。

・蚕種製造、養蚕の形態の変化に合わせて、建物を改変した変遷がわかる整備を行う。

・破損個所の修理を行う。

○活用のための整備

・活用に必要な設備を設置する。

・公開方法や構造補強を検討する。

写真 5-4-1-1　渡り廊下

写真 5-4-1-2　東側増築下屋

写真 5-4-1-3　玄関

写真 5-4-1-4　総檜内部

写真 5-4-1-5　蚕室

写真 5-4-1-6　顕微鏡室

写真 5-4-1-7　ジョウダンノマ

写真 5-4-1-8　ジョウダンノマの爐　蓋裏面に墨書あり

②. 新座敷

②-1. 建物概要

■構造・規模
・木造平屋建、瓦葺
・3 間× 2.5 間
・下屋（便所）：4,408 ㎜× 2,181 ㎜

■建築年代
大正 15 年（1926）頃

用途 (現況)	居室 便所	和室 10 畳 下屋（便所）
仕上 (現況)	外部	・屋根：入母屋屋根、桟瓦葺 ・壁　：漆喰壁、一部化粧鋼鈑北面、西面は南京下見板張り ・建具：アルミサッシ
設備 (現況)		・電気設備：電灯、コンセント ・空調設備：冷暖房 ・給排水衛生設備：上水（便所部分）
改変履歴	—	・便所の増築
	—	・外壁の化粧鋼鈑張り、アルミサッシの設置
備考	建物調査	・当初は主屋の付属建物ではなく、独立建築であった痕跡を確認。

②-2. 整備活用計画

所有者の住居として現在も使用されている主屋に付属する建物である。住居に支障のない整備を優先するものとし、長期整備計画として公開活用に向けた整備を予定する。

［長期整備］（平成 39 年度以降）

○保存のための整備
・蚕種製造、養蚕を営んでいた建物の姿を残す。
・蚕種製造、養蚕の業態の変化に合わせて、建物を改変した変遷がわかる整備を行う。
・整備方針に基づき破損個所の修理を行う。

○活用のための整備
・活用に必要な設備を設置する。
・公開方法や構造補強を検討する。

③. 文庫蔵

③-1. 建物概要

■構造・規模
・木造2階建、瓦葺
・2 間× 2.5 間

■建築年代
文久 3 年（1863）～明治 5 年（1872）頃

用途（現況）	収蔵庫	1 階、2 階とも収蔵庫として使用中
仕上（現況）	外部	・屋根：切妻屋根、桟瓦葺 ・壁　：波板鋼鈑張り
設備（現況）		自動火災報知設備
改変履歴		屋根瓦葺替
		外壁トタン板張り
備考	建物調査	自然石（玉石）が床下の土間一面に敷き詰められている状況を確認

③-2. 整備活用計画

所有者の収蔵庫として現在も使用されている主屋に付属する建物である。維持・保存に必要な整備を優先するものとする。現在のところ公開は予定していない。

［長期整備］（平成 39 年度以降）

○保存のための整備
- 蚕種製造、養蚕を営んでいた建物の姿を残す。
- 蚕種製造、養蚕の形態の変化に合わせて、建物を改変した変遷がわかる整備を行う。
- 整備方針に基づき破損個所の修理を行う（廊下部分の修理を含む）。

○活用のための整備
- 収蔵されている文書、史資料の整理、調査を行う。
- 文庫蔵周辺を公開ゾーンにする場合、文庫蔵と新座敷の間に立ち入らないような措置が必要である。

写真 5-4-2-1 新座敷 屋根瓦（南西隅）

写真 5-4-2-2 新座敷 下見板壁（北面）、基礎近くの破損

写真 5-4-3-1 文庫蔵 廊下の南側外壁

写真 5-4-3-2 文庫蔵 廊下内部、文庫蔵出入口廻り

写真 5-4-3-3 文庫蔵 床下土間

写真 5-4-3-4 文庫蔵 内部（2 階）

写真 5-4-3-5 文庫蔵と廊下 西側外部

写真 5-4-3-6 文庫蔵 外壁：トタン板下の状況

④. 桑場

④-1. 建物概要

■構造・規模
- 木造2階建、瓦葺（櫓付）
- 8 間× 3 間
- 下屋 1.5 間幅（北面、西面）
- 増築下屋 1.5 間幅（北面）

■建築年代
明治 27 年（1894）

用途（現況）	農具倉庫	1 階：農具倉庫（２室） 肥料小屋（西面下屋）、駐車場（北面下屋） 2 階：農具倉庫
仕上（現況）	外部	・屋根：主屋（切妻屋根、桟瓦葺）、北面下屋（桟瓦葺） 西面下屋（波板鋼鈑葺）、増築下屋（波板鋼鈑葺） ・壁　：トタン張り ・建具：アルミサッシ、木製建具（一部トタン張り）
設備（現況）		・電気設備：電灯、コンセント
改変履歴	文久３年 ～ M5(1993)	桑場位置の建物（2 棟） ・養蚕桑置場 7 間× 5 間（切妻平屋建、桟瓦葺） ・物置 3 間× 5 間（切妻平屋建、桟瓦葺） 【文久 3 年家相図、『養蚕新論』「遠山近水邨舎図」（明治 5 年）より】
	H8（1996）	屋根葺替、外壁トタン張、アルミサッシの設置
備考	建物調査	・西面下屋が増築された可能性を示す痕跡を確認 ・基礎を嵩上げした痕跡を確認
	史料調査	・『明治の日本－宮内省書陵部所蔵写真』に現桑場の下屋屋根と思われる部位が確認できる。建築年代は課税台帳の記録から明治 27 年と想定されたが、明治 11 年には実在していた可能性がある

④-2. 機能や歴史的価値

○桑の保管と大きな桑葉を必要な大きさに刻んで細かくする作業などに使われた。

○ 1 階 2 階とも桑葉の収納と加工に使われ、1階床に畳を敷き、靴を脱いで作業できるようにした上で、適当な大きさに刻んだ桑葉を 2 階から落とし、蚕室へ運んだ。

○屋根に櫓が付き、壁面に大きく開口が設けてあることから、2 階は蚕室として使用された可能性がある。

④-3. 整備活用計画

桑場は、史跡田島弥平旧宅の公開ゾーン内で、内部公開を計画している建物である。したがって、見学者の利便性を考慮する必要はあるが、歴史的建造物としての価値の低下を招くような整備は控える。

[短期整備]（平成 27 年度～平成 33 年度）

○ 保存のための整備

・蚕種製造、養蚕を営んでいた建物の姿を残す。

・整備方針に基づき破損箇所の修理を行う。

（蟻害等による破損、外壁や建具の修理、下屋部分の修理等）

○ 活用のための整備

・階段の整備。

・2 階床の修理。

・2 階の展示利用を見据えた構造補強を検討する。

・活用に必要な設備を設置する。

・展示物計画

1. 建造物の説明
   - ・桑場の特徴（桑場で行われていた作業の再現）
   - ・蚕室としての用途（清涼育に基づく形式）
2. 説明パネル
   - ・蚕種を中心に据えた養蚕業の概要説明
   - ・新地地区の養蚕農家群の解説
   - ・田島弥平旧宅建造物の展示パネル
   - ・世界遺産との位置付け、価値の説明
3. 模型展示
   - ・建造物の特徴
4. 映像展示（デジタルサイネージ）
   - ・蚕の一生
   - ・田島弥平の業績
   - ・田島弥平旧宅の概要
   - ・クイズ
5. 実物展示（史資料 / 養蚕道具）

写真 5-4-4-1 外壁：開口部塞ぎ、建具や枠の破損

写真 5-4-4-2 下屋の屋根：瓦の破損

写真 5-4-4-3　1 階：東部屋

写真 5-4-4-4　1 階：西部屋、梁の蟻害、部屋境の段差

写真 5-4-4-5　1 階：梁の蟻害

写真 5-4-4-6　2 階：小屋裏は櫓が見える

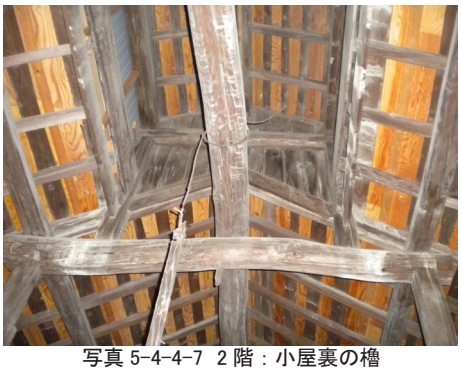
写真 5-4-4-7　2 階：小屋裏の櫓

写真 5-4-4-8　2 階：床板の破損

写真 5-4-4-9　2 階：下屋取り付き部壁の状況

写真 5-4-4-10　2 階：階段踊り場

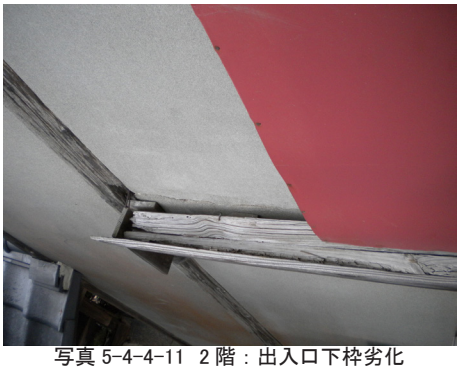
写真 5-4-4-11　2 階：出入口下枠劣化

写真 5-4-4-10　階段踊り場からみる下屋端部：漆喰の劣化

桑場（１階）の展示計画（案）

Ⅰ. 養蚕業・新地地区・田島家の概要

Ⅰ-1. パネル展示
〇蚕種業の概要説明
〇新地地区の養蚕農家群について
〇田島家の役割
〇世界遺産の位置付

Ⅰ-2. 映像展示（デジタルサイネージ）
〇蚕の一生
〇弥平の業績（紙芝居風）
〇旧宅の概要
〇クイズ（田島弥平旧宅、蚕について）

Ⅱ. 建造物の解説

パネル展示
〇田島家の各建造物

模型展示
〇田島家の模型

模型のイメージ

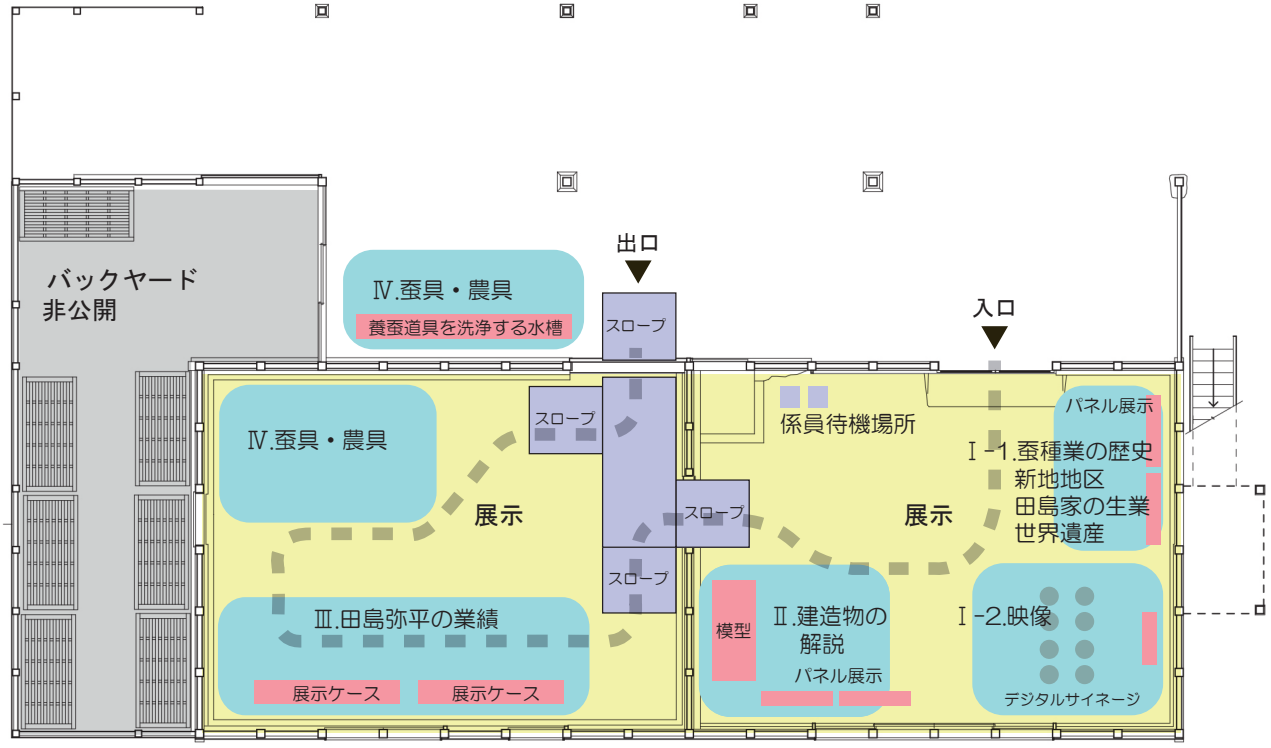

Ⅲ. 田島弥平の業績

田島弥平に関わるものの展示
〇養蚕新論版木
〇イタリアから持ち帰った品々
〇宮中養蚕にまつわるもの

Ⅳ. 蚕具・農具

道具の展示
〇田島家に残る蚕具や農具を
　置いて紹介する

図 5-6 桑場展示計画図 -1（1 階）

桑場（２階）の展示計画（案）

Ⅰ. 桑場の説明

パネル展示
○桑場の用途を解説

建物
○床に設けた開口部を開けた状態にして、桑の移動に使われてたことを説明

Ⅱ. 蚕室として使われ方

パネル展示
○清涼育の建物の特徴を部位毎に説明

建物
○湿気対策として２階に設けた部屋
○通気のために設けた多くの大開口建具や屋根に設けた櫓

■床開口（１階見上）

■櫓（小屋組見上）

■２階からの新蚕室跡を見る

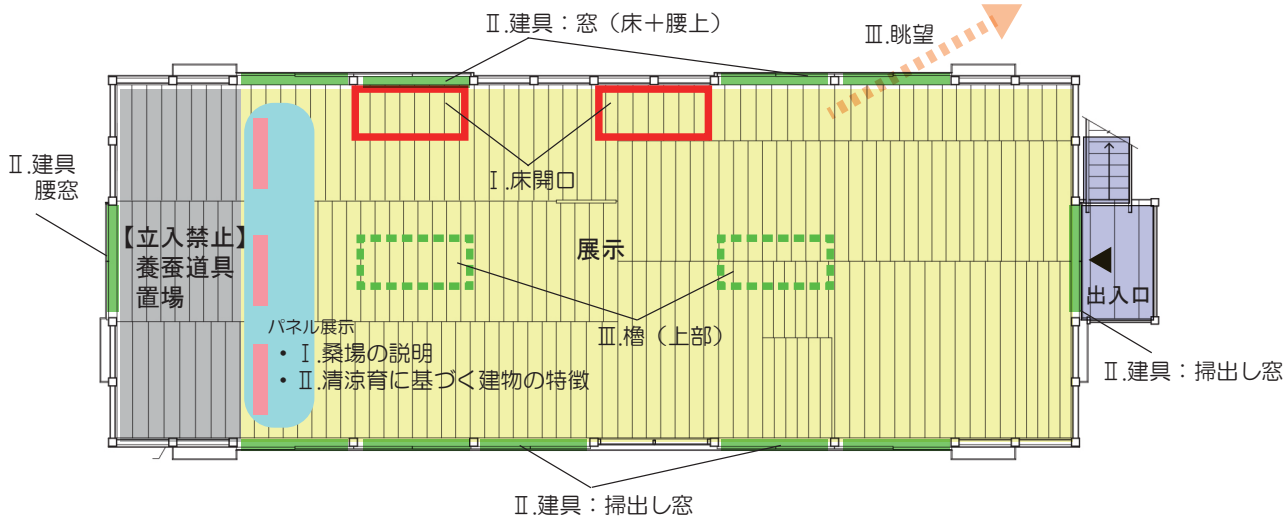

Ⅲ. ２階からの眺望

○桑場２階の建具を開放すると、窓から建物跡や敷地境界が見える。屋敷を俯瞰することができるので、見学者が屋敷構えをイメージしやすくなる。

その他

○養蚕道具置場
西側奥を既存道具置場として使用
見学者は立入禁止

○２階を公開するにあたっての主な整備
・階段、床、床梁の修理、補強
・手摺の設置（踊場、床開口）
・照明設備

図 5-7　桑場展示計画図 -2（2 階）

⑤. 種蔵

⑤-1. 建物概要

■構造・規模
・木造2階建、金属板葺
・6 間× 2.5 間
・下屋 1.0 間幅（南面出入口部）

■建築年代
明治 16 年（1883）再建

用途（現況）	倉庫	1 階：倉庫 2 階：倉庫
仕上（現況）	外部	・屋根：切妻屋根、金属板葺、下屋：木下地波板鉄板葺き ・壁　：漆喰壁の上波板鉄板張り、一部漆喰壁及び焼成煉瓦張り ・腰壁：土台石のモルタル塗り、一部焼成煉瓦張り ・建具：土蔵建具（土扉、土窓）
設備（現況）		・なし
改変履歴	明治 16 年（1883）	明治 16 年（1883）3 月再建
		外壁トタン張、屋根金属板葺き
備考	建物調査	・現存種蔵の柱に「明治 16 年（1883）3 月再建落成」の墨書がある。 ・1 階天井（2 階床根太）には、産卵紙を吊るすための釘が多数打たれている。
	史料調査	・文久 3 年（1863）家相図に建築が示されている。現在の位置とは若干異なる位置に描かれている。

⑤-2. 機能や歴史的価値

○蚕種の保存を目的に建てられた。
○ 1 階の天井部（床根太）には、蚕種紙を吊るための釘が打ち付けてある。

⑤-3. 整備活用計画

種蔵は主屋北側に独立して建っている。北面外壁は道路との境界をなすため敷地周囲の道を徒歩で散策すると、種蔵の外壁が目に入る。

現在、内部には生活道具などが収納されており、公開は難しい。また、立地的にも主屋の裏手にあたるため、見学者の動線としても敷地内の動線確保が困難である。

種蔵の内部公開については、主屋とともに検討を続ける必要がある。ただし外観の公開（南面）に関しては、限定公開ゾーン（通常は非公開）に含まれているので、所有者との協議の上、可能な場合もある。

［短期整備］（平成 27 年度～平成 33 年度）

○保存のための整備

・蚕種製造、養蚕を営んでいた建物の姿を残す。

・整備方針に基づき破損箇所の修理を行う。

（窓開口、出入口の庇、下屋の修理、開口廻りの漆喰壁補修等、屋根、開口部周囲の漏水対策等）

○活用のための整備

・種蔵は、蚕種の保存をしていた痕跡があり、史跡内の建造物の中でも貴重な建物である。収蔵物の整理、調査を実施し、建物の内部詳細調査を行う。

・内部公開が早期に実現しないとしても、蚕種保存の様態について、映像や画像といった可視的な手法で見学者の理解を促す。

写真 5-4-5-1　内部柱墨書

写真 5-4-5-2　外壁及び窓庇

写真 5-4-5-3　2 階床根太釘（産卵紙吊用）

写真 5-4-5-4　外壁及び煉瓦腰壁（東面）

⑥. 別荘

⑥-1. 建物概要

■構造・規模
・木造2階建、瓦葺（櫓付）
・2.5 間× 4.5 間
・下屋 1.5 間幅（西面）

■建築年代
文久 3 年以前（1863 以前）
明治 5 ～ 6 年（1872 ～ 1873）頃現位置に移築

用途（現況）	倉庫	1 階：倉庫 2 階：倉庫
仕上（現況）	外部	・屋根：主屋（切妻屋根、桟瓦葺）、西面下屋（桟瓦葺）、南面便所（桟瓦葺） ・壁　：トタン張り（母屋北、西、南面）、下見板張り（東面） ・建具：木製建具（一部トタン張り）
設備（現況）		・なし
改変履歴	文久 3 年 ～ M5(1993)	隠居（文久 3 年以前建築）の一部を、新蚕室建築前に現位置に移築（明治 5 ～ 6 年）。
	H8（1996）	外壁トタン張
備考	聞取り調査	・前当主田島健一氏によると、主屋よりも古い建物である。 ・明治 5 年から 8 年頃新蚕室を設置する際に、撤去する隠居の一部（間口 2.5 間分）を切離し、安政 3 年（1856）建築の香月楼に結合したと考えられる。

⑥-2. 機能や歴史的価値

○新蚕室造営に伴い「隠居」の一部が「香月楼」の西に移築され、明治中期頃に二代目弥平の隠居所となったものと推定される。

○屋敷内に現存する建物の中で最も古いと考えられる。

⑥-3. 整備活用計画

別荘は、現存最古の建物の可能性がある。見学者の動線的には、来場の際にまず目にする建物となる可能性が高い。現在は、屋根の劣化破損による漏水が著しく、瓦のずれ等も厳しい状態であるため、ポリカーボネート板による飛散・落下防止及び漏水対策が施されている。また、南側便所の屋根、壁等も劣化が顕著であり、こちらはビニールシートで包む手法により劣化の進行を留めている。

いずれも、応急処置であり、早期の保存修理が必要である。

活用については、当面外観公開の活用とし、詳細な痕跡調査を経て適切な活用方針を示す。

［短期整備］（平成 27 年度～平成 33 年度）

○保存のための整備

・蚕種製造、養蚕業を営んでいた建物の姿を残す。

・整備方針に基づき破損箇所の修理を行う。

・建物内部の荷物・建具等の整理、移動が必要である。屋根漏水を起因とする木部の劣化が確認できるため、特に 2 階に置かれている荷物の搬出、整理をすることで、床荷重を低減させる。同時に、1 階内部も整理し、建物の状態の詳細調査を行う。

・屋根は野地板の腐朽まで確認できるほど劣化が進行している。既存の瓦を降ろし、小屋組み、下地木部の状態を確認調査したうえで、屋根瓦の葺替えを行う。

・南側便所は、屋根の損傷に伴い、壁体自体の欠損も確認される。放置すると、便所全体が崩壊する恐れがあるため修理を行う。

○活用のための整備

・東面の下見板も劣化が見られるため、将来的な修理計画を立案し、別荘東面全体としての整備を図る。ここには、出入口開口部、庇屋根も含む。

・香月楼跡および別荘基礎周辺の発掘調査結果に基づいて、建物の基礎周囲の地盤レベルの整備を行う。

写真 5-4-6-1　別荘北面

写真 5-4-6-2　東面（便所及び東面下見板外壁）

⑦. 表門

⑦-1. 建物概要

■構造・規模
・木造、瓦葺
・1間門（薬医門）、瓦葺袖塀付

■建築年代
明治頃

用途（現況）	門	正門
仕上（現況）	外部	・屋根：切妻、桟瓦葺 ・扉付
設備（現況）		
改変履歴	平成８　(1996)	・桑場と共に屋根瓦の葺き替えを行う。
備考		

⑦-2. 機能や歴史的価値

○文久 3 年家相図「九疇開根風水相応之図」に表大門として記され、『養蚕新論』「遠山近水邨舎図」にもその姿が描かれている。

○屋敷構えに威厳をもたせ、当時の繁栄ぶりを表す。

⑦-3. 整備活用計画

史跡の主たる出入口として計画する門である。全ての人が通過する動線となるので、危険が確認された場合には優先的に整備を行う。

所有者の生活動線としても使用されていることから、機能維持のための整備も継続する。

写真 5-4-7-1　西側袖塀、正面

写真 5-4-7-2　西側袖塀の土台

［長期整備］（平成 39 年度以降）

○保存のための整備

・屋根瓦は大屋根及び塀とも葺き替え済みで、門本体の軸部・小屋組は健全な状態である。また袖壁の土台なども修繕済みである。現在の使い方を継続するのであれば、当面大きな整備は必要ない。

○活用のための整備

・扉は吊元から先端に向けて下がり、下端が土間に接しているため開閉できない状態である。扉の変形や金物の修理を行う。

・鏡柱の礎石と柱脚に蹴放しの跡が残る。復原する場合は扉の開閉や段差への対応が必要となる。

写真 5-4-7-3　門扉：貫との比較で変形が確認できる

写真 5-4-7-4　蹴放しの痕跡、鏡柱と礎石に残る仕口跡

⑧. 東門

⑧-1. 建物概要

■構造・規模
・木造、瓦葺
・1間門（薬医門）

■建築年代
明治中期以降

用途（現況）	門	通用門
仕上（現況）	外部	・屋根：切妻、桟瓦葺、 ・建具：扉付
設備（現況）		
改変履歴	明治 11 年 (1878)	・『明治の日本―宮内庁書陵部所蔵写真』に文久３年家相図の姿図に近い姿が確認できる。
	明治末期	・田島弥平古写真（東から屋敷を撮影）に写る門は現東門の姿に近い。
備考	建物調査	・本柱及び控柱は礎石建ち（表面は砂利で覆われている）

⑧-2. 機能や歴史的価値

文久 3 年家相図「九疇開根風水相応之図」に通用門として記され、『続養蚕新論』「新築蚕室図」にもその姿が描かれている。ただし形状は現在の門と異なり、明治中期以降に建替えられたものと思われる。

⑧-3. 整備活用計画

見学用の出入口としては使用しない。所有者の通用口又は救急車両の進入口として機能するための整備を行う。危険が確認された場合は優先的に整備を行う。現状を維持する整備を基本とする。

［短期整備］（平成 27 年度～平成 33 年度）

○保存のための整備
・屋根は現在脱落防止の措置を講じている。瓦積は全面的に乱れ、棟や軒先の漆喰が剥落している。下地を含めた屋根の修理を行う。
・雨量の多いときには柱脚部が浸水状態となる。門を長く維持・保存していくため、柱脚部に雨水が溜まらないような整備を行う。
・門扉が変形し開閉ができない状態になっている。また支持金物にも一部破損が見られえる。安全のため修理を行う。

○活用のための整備
・東門は現在も車両の出入口として使用しているため、その使用に支障がないように維持管理を行う。
・現状の門は常時開放しているが、今後門扉の開閉を行うのであれば修理が必要となる。

写真 5-4-8-1　瓦の落下防止

写真 5-4-8-2　本柱の礎石

写真 5-4-8-3　瓦の落下防止

写真 5-4-8-4　本柱の礎石

写真 5-4-8-5　瓦の落下防止

写真 5-4-8-6　本柱の礎石

⑨. 裏門

⑨-1. 建物概要

■構造・規模
・木造、瓦葺
・1間門（高麗門）

■建築年代
大正～昭和初期（推定）

用途（現況）	門	裏門
仕上（現況）	外部	・屋根：切妻、桟瓦葺、 ・建具：扉付
改変履歴	大正から昭和	大正から昭和の時期に建替
備考		裏門にしては変わった形式である。高麗門の様式であり、移設の可能性もあるため今後の調査等注意を要する。

⑨-2. 機能や歴史的価値

文久3年家相図「九疇開根風水相応之図」に裏木戸として記されている。「新築蚕室図」にもその姿が描かれている。ただし形状は現在の門と異なり、明治中期以降に建替えられたものと思われる。

⑨-3. 整備活用計画

見学ゾーン（限定公開）であり、通常は非公開となるゾーンにあるが、敷地周囲の道を徒歩で散策すると目に入る。史跡外周の見学ルートへの安全確保と現状を維持・保存するための整備を行う。

［短期整備］（平成27年度～平成33年度）

○保存のための整備
・門全体が敷地の外側へ大きく傾き、部材や屋根瓦の破損も目立つ。史跡の外周は見学ルートになっているため、来訪者へ危険が及ばないよう修理を行う。
・門脇のコンクリート塀に貼石の剥落が見られる。門と同時に修理を行う。

○活用のための整備
・門の周辺は石積の崩れや放置された石が散在している状態であり、裏門を公開する場合は門自体のみではなく、同時に周辺の整備を行う。

写真 5-4-9-1　門の倒れ

写真 5-4-9-2　剥落した塀の貼石

写真 5-4-9-3　門の破損

写真 5-4-9-4　屋根瓦の破損

写真 5-4-9-5　敷地側、正面

写真 5-4-9-6　敷地側、側面

4-2. 工作物（氏神様、井戸上屋、蚕具置場、鳥居）

史跡田島弥平旧宅の指定範囲内に現存する歴史的価値を有する工作物は以下に示すとおりである。本節ではこれらの整備活用について記述する。

表 5-9 工作物等構成要素一覧

史跡の構成要素		名称	番号
本質的価値を構成する枢要の諸要素	工作物等	氏神様	10
		井戸上屋	11
		蚕具置場	12
		鳥居	13

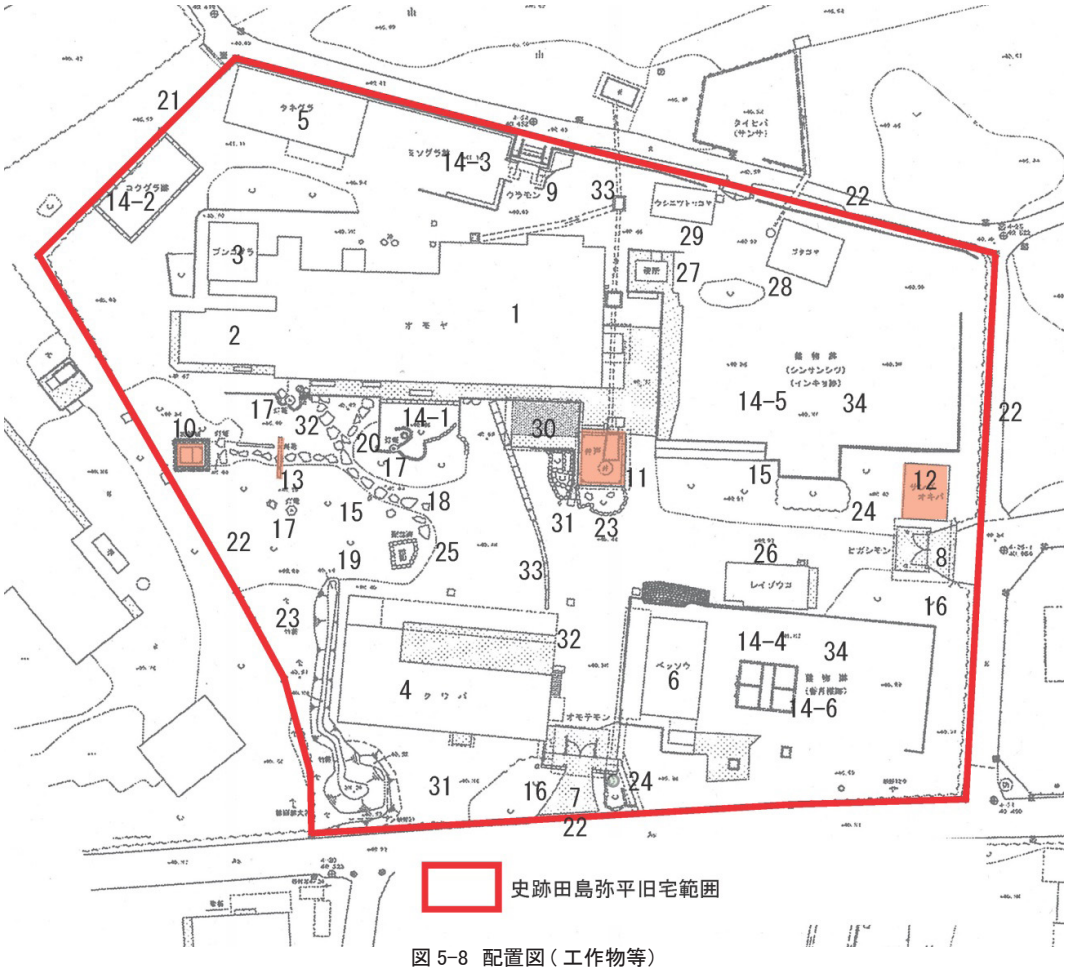

図 5-8 配置図（工作物等）

4-2-1. 工作物の整備

工作物も史跡の屋敷構えを構成する重要な構成要素であり、主屋が建築される前に築造されたであろうものを含む。よって、歴史的建造物に準じ、現在の状態を維持・保存することを主たる整備の目的とする。

活用目的との整合を図り、史跡の管理活用上必要な蚕具置場については、部分的な修理を実施し、有効活用が可能となる整備を行う。その他「氏神様」「鳥居」「井戸上屋」については、現在のところ緊急に整備を必要とする事項はそれほど多くはない。各工作物の詳細は事項にて示す。

4-2-2. 活用

養蚕業の歴史、新地地区の養蚕農家、田島弥平旧宅の役割について広く知らせるために建造物同様に工作物等の活用を図るものとする。活用の方法は「公開」「展示」「管理」を軸とする点は建造物と同様である。建物毎に活用内容を定め、活用に必要な整備を行う。

①.公開

本節で示す工作物等は、公開ゾーン内に所在するため外観公開は可能である。しかし「氏神様」は鳥居をくぐり接近し拝観することは可能であるが、開帳することはないため、参拝に留める。井戸も外観を公開し、井戸上屋の下に立ち入ることは禁止とする。地震時の倒壊や庭園保護の観点から、工作物等から適度な距離をとることが望ましい。

②.管理

工作物のうち、現在蚕具置場は警備員の休憩、待機場所として使用している。しかし、建物自体の劣化損傷が著しく、雨水の侵入もあり継続して使用することが困難な状態である。活用方法としては、配置的な条件からも、これまでと同様の目的が望まれるため、適切な整備を行う。

説明板については、サポートガイドの同行なしに見学する人に対して、史跡の価値を理解するために有効かつ必要なものととらえ、文字や画像などの劣化については定期的な点検を行い、誤った情報の発信とならないよう注意する。

⑩. 氏神様

⑩-1. 建物概要

■構造・規模：木造、瓦葺
1間×2間

用途(現況)	屋敷神	
仕上(現況)	外部	氏神様　屋根：切妻屋根桟瓦葺 壁　：板張り 建具：木製開き戸
改変履歴		
備考	建物調査	
	史料調査	氏神様：『養蚕新論』「遠山近水邨舎図」では入母屋屋根に描かれている

⑩-2. 機能や歴史的価値

○文久3年家相図「九疇開根風水相応之図」、『養蚕新論』「遠山近水邨舎図」に描かれている。石鳥居刻銘に「安政3年」とあることから、『続養蚕新論』が記す香月楼と同じ時期に設置されたものと考えられる。

○屋敷神として祀られた重要な構成要素である。

⑩-3. 整備活用計画

建物の保存状態は良く、目立った破損は見られない。保全のための整備が中心となる。

［長期整備］（平成39年度以降）

○保存のための整備
・鬼瓦に多少倒れが見られるため、屋根瓦の部分修理を行う。

○活用のための整備
・説明板を設置する。

⑪. 井戸上屋

⑪-1. 建物概要

■構造・規模
・木造平屋建、瓦葺
・2 間× 2 間

■建築年代
大正 3 年（1914）

用途（現況）	井戸	洗場
仕上（現況）	外部	屋根：切妻屋根、桟瓦葺
設備（現況）		・電灯　・給水
改変履歴		・補強
備考	史料調査	・『明治の日本－宮内省書陵部所蔵写真』に井戸上屋とおぼしき姿も見られる。 ・井戸上屋のみでなく、井戸自体、さらに基壇等についても今後歴史的な調査を継続し、整備を図る。

⑪-2. 機能や歴史的価値

○文久 3 年家相図「九疇開根風水相応之図」、『養蚕新論』「遠山近水郵舎図」に井戸が描かれている。上屋は大正 3 年とされる。

⑪-3. 整備活用計画

井戸上屋は公開ゾーン立入禁止（制限）範囲に位置し、見学者が近くに寄る場所となる。軸部や屋根に破損が見られるので計画的に整備を行う。

［ 中期整備 ］（平成 34 年度～平成 38 年度）

○保存のための整備
・屋根の修理（瓦の葺替え、下地の修理）を行う。
・桁下横材及び貫材の破損を修理する。

○活用のための整備
・軸部の修理に伴い、仮設的な補強を撤去する。
・小屋内に置かれた瓦の措置を検討する（保管または展示）。

⑫. 蚕具置場

⑫-1. 建物概要

■構造・規模
・木造平屋建、トタン葺
・2 間× 2 間

■建築年代
昭和 15 年（1940）

用途（現況）		管理施設として利用
仕上（現況）	外部	・屋根：切妻屋根、波板トタン葺 ・壁：トタン板張
設備（現況）		なし
改変履歴		
備考	建物調査	
	史料調査	

⑫-2. 機能や歴史的価値

○養蚕道具を置いた建物。

⑫-3. 整備活用計画

管理用施設として利用。転用材が多く用いられ、構造的には簡易な建物である。公開ゾーン（常時公開 / 立入可）にあるため、見学者に危険が及ばないよう、現在の形態を維持するように補強を中心とした整備を行う。

［長期整備］（平成 39 年度以降）

○保存のための整備
- 基礎大谷石の劣化抑制、劣化が著しく使用に耐えないものは交換する。
- 軸部の破損部を修理する。
- 破損した外壁、屋根の交換を行う。
- 建屋内部への雨水浸入防止対策を行う。

○活用のための整備
- 管理用施設としての利用は、安全に考慮して極力限定したものとする。

⑬. 鳥居

⑬-1. 概要

■構造・規模　石造

■建築年代：安政 3 年（1856）頃

用途（現況）	屋敷神	
仕上（現況）	外部	石鳥居（貫補強）
改変履歴		
備考	建物調査	・鳥居：「安政３年」の刻銘
	史料調査	

⑬-2. 整備活用計画

目立った破損は見られない。保全のための整備が中心となる。

［長期整備］（平成 39 年度以降）

○保存のための整備

・現状維持保全のための整備を行う。

○活用のための整備

・説明板を設置する（氏神様と一体）。

4-3. 遺構（玄関跡、穀蔵跡、味噌蔵跡、香月楼跡、新蚕室跡、冷蔵庫跡）

史跡田島弥平旧宅の指定範囲内に存在し本史跡の価値を構成する遺構等は以下に示すとおりである。

表 5-10 遺構構成要素一覧

史跡の構成要素名称		名称	番号
本質的価値を構成する枢要の諸要素	遺構	地下に埋蔵されている遺物・遺構	14
		玄関跡	14-1
		穀蔵跡	14-2
		味噌蔵跡	14-3
		香月楼跡	14-4
		新蚕室跡	14-5
		冷蔵庫跡	14-6

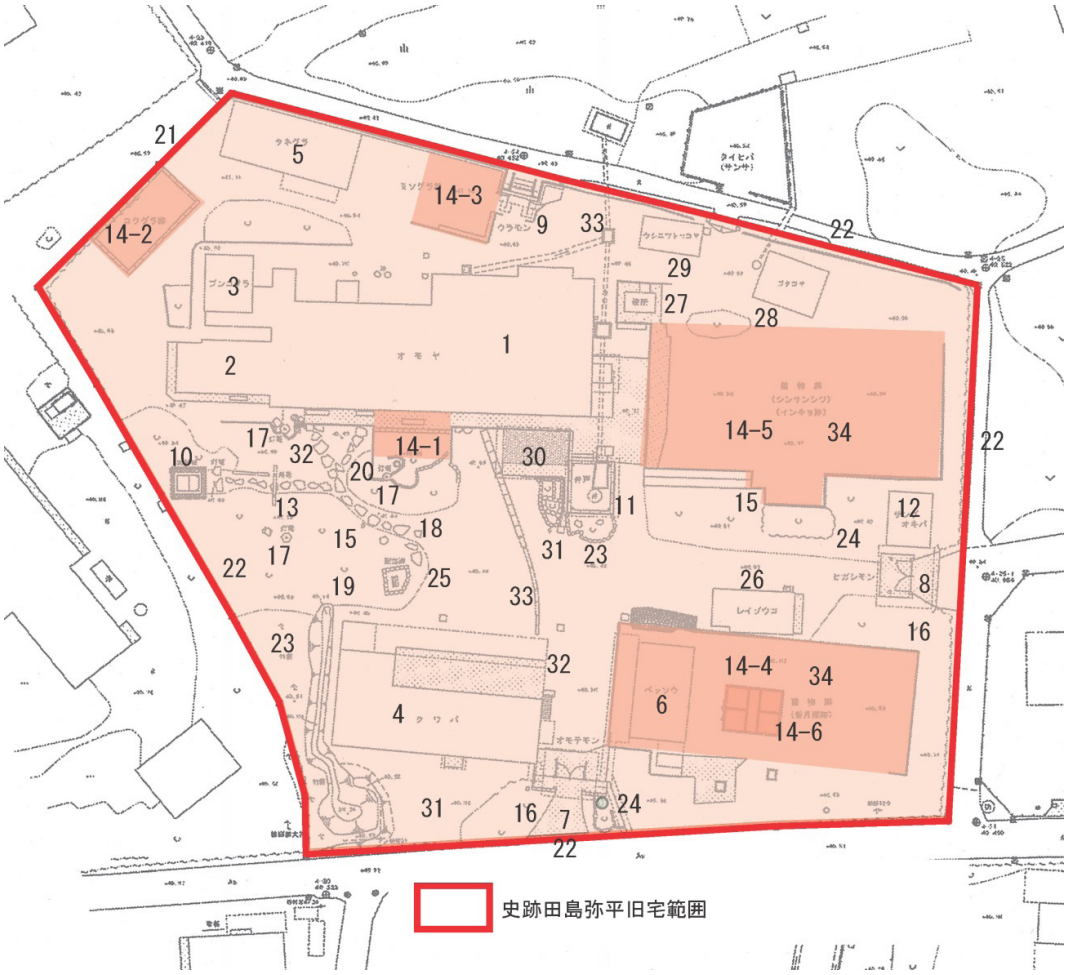

図 5-9 配置図（遺構）

14-1　玄関跡
■建物規模（想定）：桁行 2.5 間×梁間 2 間

14-2　穀蔵跡

14-3　味噌蔵跡

14-4　香月楼跡
■想定規模：桁行 12 間×梁間 3 間＋ 1 間（北側）

14-5　新蚕室跡

14-6　冷蔵庫跡
■外寸（実測値）：桁行 4.98 m×梁間 4.14 m

4-3-1. 遺構の整備

これらの遺構は、史跡の価値を構成する重要な要素である。しかし、上部建物が現存しないため、その価値を見学者に理解してもらうことが難しい要素でもある。したがって「跡」であることが目視で理解できる状態に整備することが望ましい。

基壇と石垣が残存する部分は、現状の記録保存、発掘調査等をしたうえで、崩壊、崩落が確認される部分については、原位置に復する整備を行う。その際、基壇のレベルと排水には十分な注意を払う。

幸い、石垣や礎石などが現存する部分が多いため、それらが常時見学可能な状態となるように整備する。

草木の定期的な除去や、遺構内に現存する樹木の伐採を行う。ただし、抜根をする際には、考古学的な調査を事前に実施する。

［ 中期整備 ］（平成 34 年度～平成 38 年度）

〇保存のための整備

・計画的な埋蔵遺構の調査を実施し、遺構の破損、崩壊が拡張、進行しないための措置をとる。

・樹木が存在し、抜根を伴う場合は、所有者、管理者での協議を行ったうえで、適切に処置する。

〇活用のための整備

・香月楼跡にある冷蔵庫跡を見学ルートとともに整備する。冷蔵庫跡の上部に透明アクリル板等を設置した落下防止や、歩行部分の舗装整備を行う。

・埋蔵遺構の調査結果に基づいて保護と整備の区分を明確にし、公開可能と判断された遺構については、公開のための適切な整備を具現化する。

・埋蔵遺構の調査によって建物の規模や配置が確認できた場合は、建物平面表示などを検討する。その際、遺構の保護を第一に考え、現存遺構は盛り土等を用いて保護を図り、その上に、展示のための遺構表示を施すようにする。さらに、説明板等を併用し、遺構の正確な理解を促すようにする。

4-4. 庭園

史跡田島弥平旧宅の指定範囲内の庭園を構成する要素は以下に示すとおりである。「本質的価値を構成する枢要の諸要素」と「本質的価値と密接に関わる諸要素」の双方が存在している。本節ではこれらの整備活用について記述する。

表 5-12　遺構構成要素（庭園）一覧 -1（本質的価値を構成する枢要の諸要素）

史跡の構成要素名称		名称	番号
本質的価値を構成する枢要の諸要素	庭園	庭園樹木	15
		門脇樹木	16
		灯籠	17
		庭園内飛石	18
		景石	19
		手水鉢	20

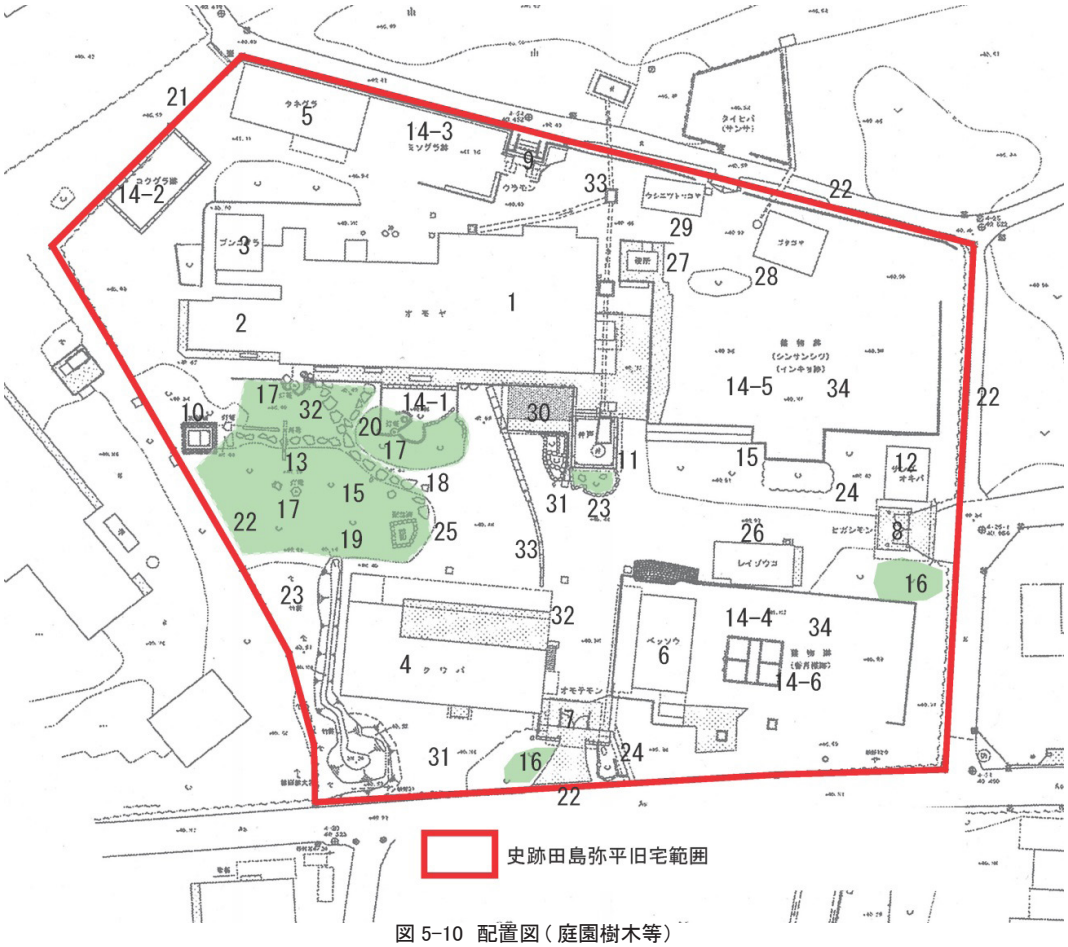

図 5-10　配置図（庭園樹木等）

15 庭園樹木

16 門脇樹木

17 灯籠

18 庭園内飛石

19 景石

20 手水鉢

表 5-13　遺構構成要素（庭園）一覧 -2（本質的価値と密接に関わる諸要素）

史跡の構成要素名称		名称	番号
本質的価値と密接に関わる諸要素	工作物	説明板（主屋、新蚕室跡、香月楼跡・別荘、井戸、桑場、貞明皇后行啓記念碑、穀蔵跡、味噌蔵跡）	24
		貞明皇后行啓記念碑	25

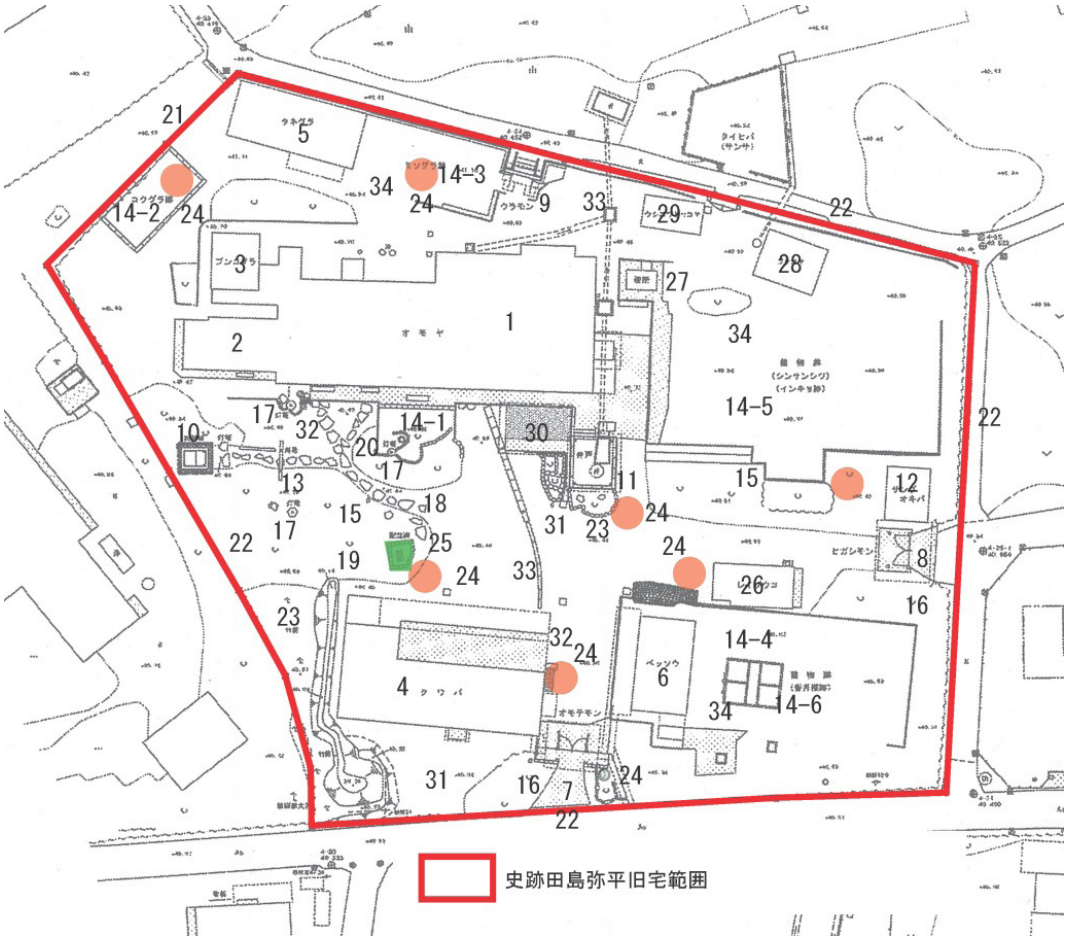

図 5-11　配置図（庭園工作物等）

24 説明板

25 貞明皇后行啓記念碑

4-4-1. 庭園の整備

庭園も史跡の価値を構成する重要な要素であり、公開部分にその要素の全てがあるため、日常的な管理によってその景観を維持し継続する。

［保全としての整備］

○保存のための整備

・清涼育を実践していた時期は、風を遮る高い樹木等は好ましくなかったが、庭の修景を目的とした樹木は存在していたようである。現在の敷地内には、庭園樹木をはじめ門脇の樹木や灯籠、景石、飛石など敷地内の景観を構成している要素が多数存在する。これら史跡の価値を構成する要素の維持保存を図るため、定期的な剪定や除草、洗浄などを実施する。

○活用のための整備

・庭園の説明を行う。

第5節　敷地

5-1. 敷地整備（盛土地業、地割、石積）

盛土、石垣等の敷地整備に関する要素を本節において記述する。

表 5-11　敷地整備構成要素一覧

史跡の構成要素名称		名称	番号
本質的価値を構成する枢要の諸要素	敷地整備	盛土地業、地割、石垣	21

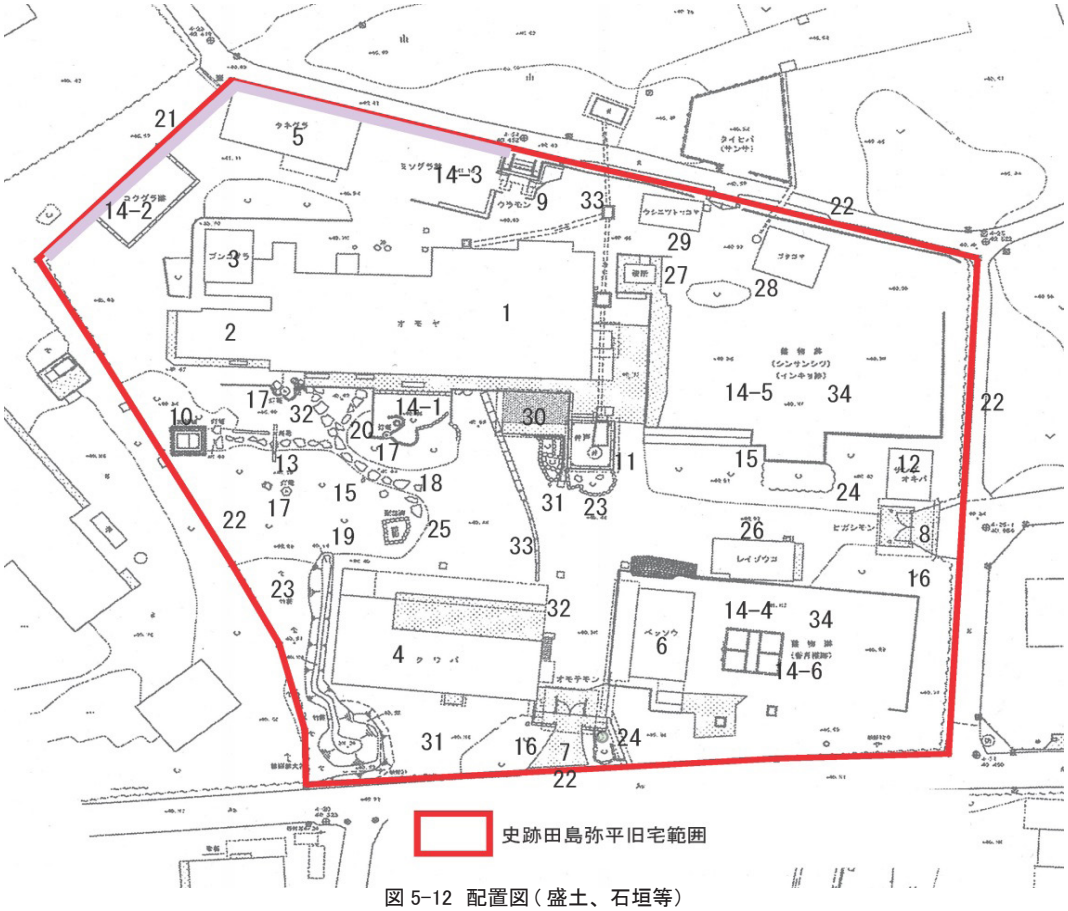

図 5-12　配置図（盛土、石垣等）

21　盛土地形・地割
史跡境界、北面：裏門から種蔵の間

21　石積
史跡境界、北西面：穀蔵跡の裏側

5-1-1. 敷地整備活用計画

［保全としての整備］

○保存のための整備

・石積の崩壊防止のための維持管理を適切に行う。

○活用のための整備

・見学者の敷地内移動の安全が確保されるために、石垣の劣化が著しいと判断された時点で、場合によっては解体修理を行う。

・敷地全体の包括的な調査の必要性

史跡の西側から北側にかけて残る石積は霞堤の一種（一時的に洪水を受け止める目的の堤防）ではないかという意見もある。西と北を抑えて他を開放する、地域的な水に対する対応方法の可能性が考えられる。現在雨水が溜まる敷地中央部は盛土または土が体積した可能性があるならば、当初はより深く水が溜まっていたことになる。その場合、しっかりした排水設備が存在したことが想定される。したがって上記のことを考慮した敷地全体の調査が必要である。

・雨水排水処理能力の向上

多量の降雨の際、庭園をはじめ敷地の大部分に雨水が滞留する。そのため、見学者の歩行や見学に支障が出る。庭園の保護と維持を図りつつ、雨水排水の対策は必要である。その雨水排水対策についても、敷地内の景観の悪化を招くような手法は避ける。緩やかな起伏や勾配によって雨水を排水することが可能な敷地整備を実施する。このことは、建物周囲においても必要になる。軒樋の設置されていない建造物は、屋根からの雨落ち部に一時的に雨水が滞留し、その後、敷地勾配に沿って流水が起こる。桑場周辺は特に顕著にその現象が確認される。地盤への影響を考慮して上で、砕石などを用いた導水設備の設置が望ましい。

伊勢崎市
境島村字新地
県道 中瀬・牧西線
至 牧西
オモヤ
クワバ
レイゾウコ
ベッソウ
タネグラ
コクグラ跡
ミソグラ跡
ブンコグラ
ブタコヤ
便所
井戸
ヒガシモン
オモテモン

図 5-13 等高線図

写真 5-4-2-1 敷地内降雨時（飛石部分）

写真 5-4-2-2 敷地内降雨時（桑場前）

写真 5-4-2-3 敷地内降雨時（石灯籠・景石）

写真 5-4-2-4 敷地内降雨時（蚕具置場前）

写真 5-4-2-5 敷地内降雨時（桑場南側）

写真 5-4-2-6 敷地内降雨時（桑場西側）

第6節　遺構表現

史資料には残るが現存しない建造物について、発掘調査等を行うことでその存在を明らかにし、遺構が確認された場合にはその保存・活用を図る。

6-1. 調査範囲

未確認遺構の調査範囲は主屋建造当時の建築物・屋敷構えを記した文久三年家相図「九疇開根風水相応之図」「改正成就 有象之図」に描かれた建物で、現在では確認することができない部分を対象とする。（図5-15,5-16,5-17：着色部分）

6-2. 遺構表現整備計画

○保存のための整備

・整備に伴い遺構が確認された場合は、まずは確実に保護の措置をとる。

○活用のための整備

・遺構の公開について十分検討を行い、公開可能と判断された遺構に限り、見学を可能とする。

・調査結果については継続的な研究の基礎資料とするとともに、遺構保護のため遺構の可視化が難しい場合は、画像や映像、模型などに反映することを検討する。

・現地での見学用の遺構表現としては、礎石のレプリカ設置や代替物による遺構位置の表示により、建物位置を現地にて表現する。

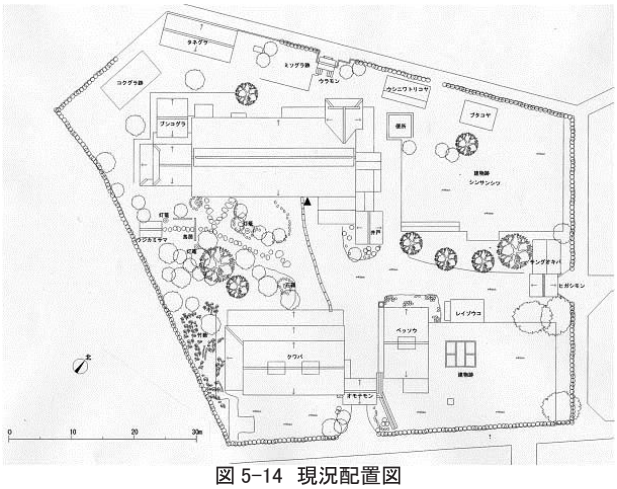

図 5-14　現況配置図

図 5-15 文久三年家相図「九疇開根風水相応之図」

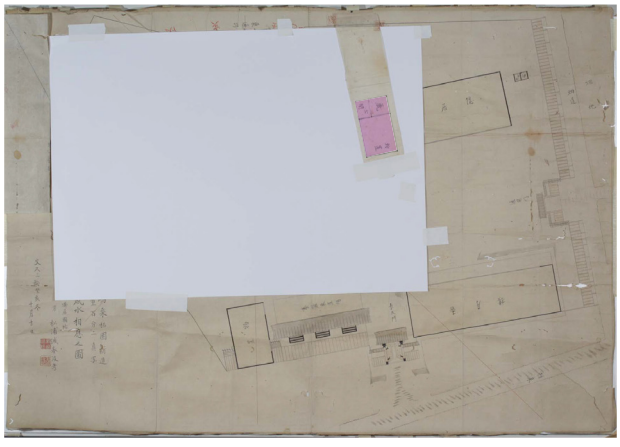

図 5-16 文久三年家相図

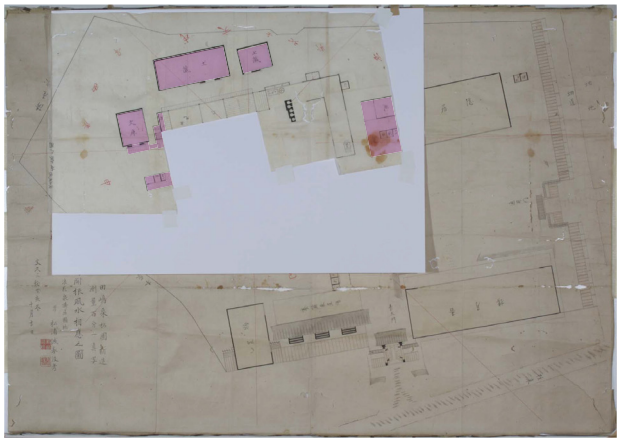

図 5-17 文久三年家相図「改正成就 有象之図」

第7節　修景および植栽

7-1. 植生（生垣（クネ）、竹藪）

史跡田島弥平旧宅の植生を構成する要素は以下に示すとおりである。

表 5-14 植生構成要素一覧

史跡の構成要素名称		名称	番号
本質的価値と密接に関わる諸要素	植生	生垣（クネ）	22
		竹藪	23

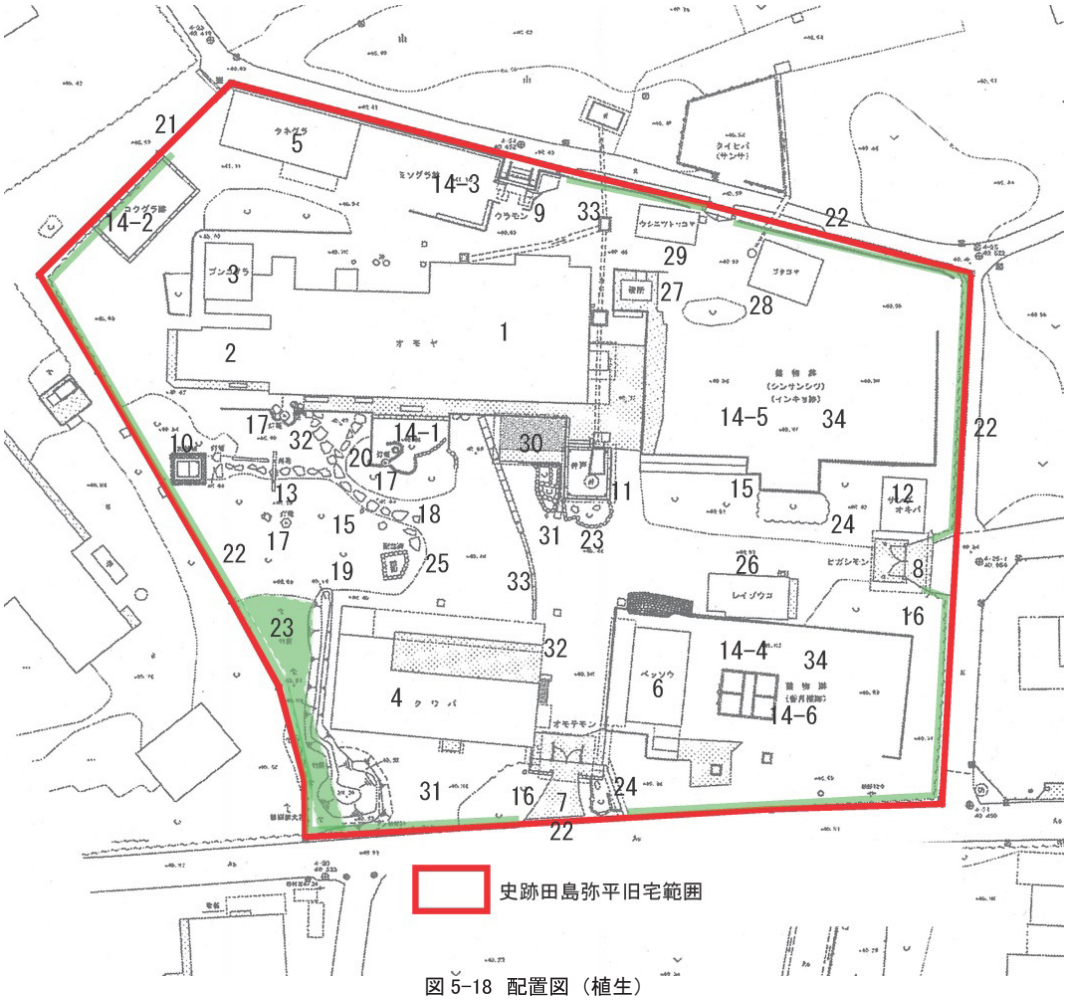

図 5-18 配置図（植生）

7-2. 植生（生垣（クネ）、竹藪）整備計画

○保存のための整備

・桑場西側の竹藪は、根が桑場内部まで侵入している。桑場の修理に合わせて建物へ影響を無くすような措置を行う。

・史跡指定地の外周は、生垣（クネ）によって道路や隣地と区切られている。生垣が構成する緑の連続する景観は、敷地のみでなく地域全体への貢献も高い。定期的な剪定、除草により保全する。

○活用のための整備

・新たに説明板を設置する場合は、遺構を確認し、影響のない範囲で実施する。

第8節 養蚕と関わりのない工作物、設備等

8-1. 工作物（蔬菜用冷蔵庫、便所、豚小屋、牛鶏小屋、小屋）

史跡田島弥平旧宅の史跡内に現存する養蚕とかかわりのない工作物等の要素は以下に示すとおりである。

表 5-15　工作物等構成要素一覧

史跡の構成要素名称		名称	番号
その他の諸要素	工作物等	蔬菜用冷蔵庫	26
		便所	27
		豚小屋	28
		牛鶏小屋	29
		小屋	30

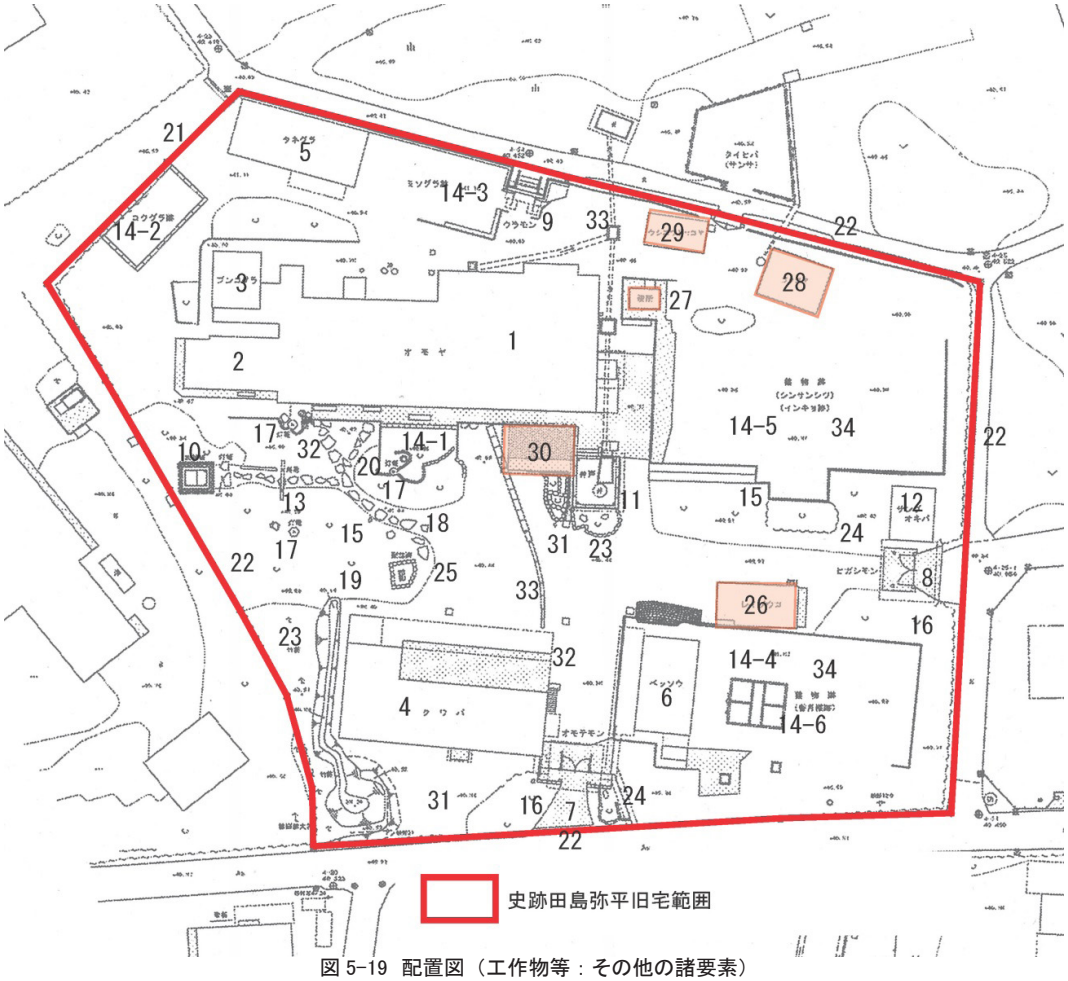

図 5-19　配置図（工作物等：その他の諸要素）

26 蔬菜用冷蔵庫

27 RC 便所

28 豚小屋

29 牛鶏小屋

30 小屋

8-2. 設備等（電気、屋外水栓、埋設管、建造物遺構上の植生）

史跡田島弥平旧宅の史跡内に現存し養蚕と関わりのない設備等の要素は以下に示すとおりである。

表 5-16　工作物等構成要素一覧

史跡の構成要素名称		名称	番号
その他の諸要素	工作物等	引き込み柱・電線	31
		屋外水栓	32
		埋設管（上下水等）	33
	植生	建造物遺構上の樹木	34

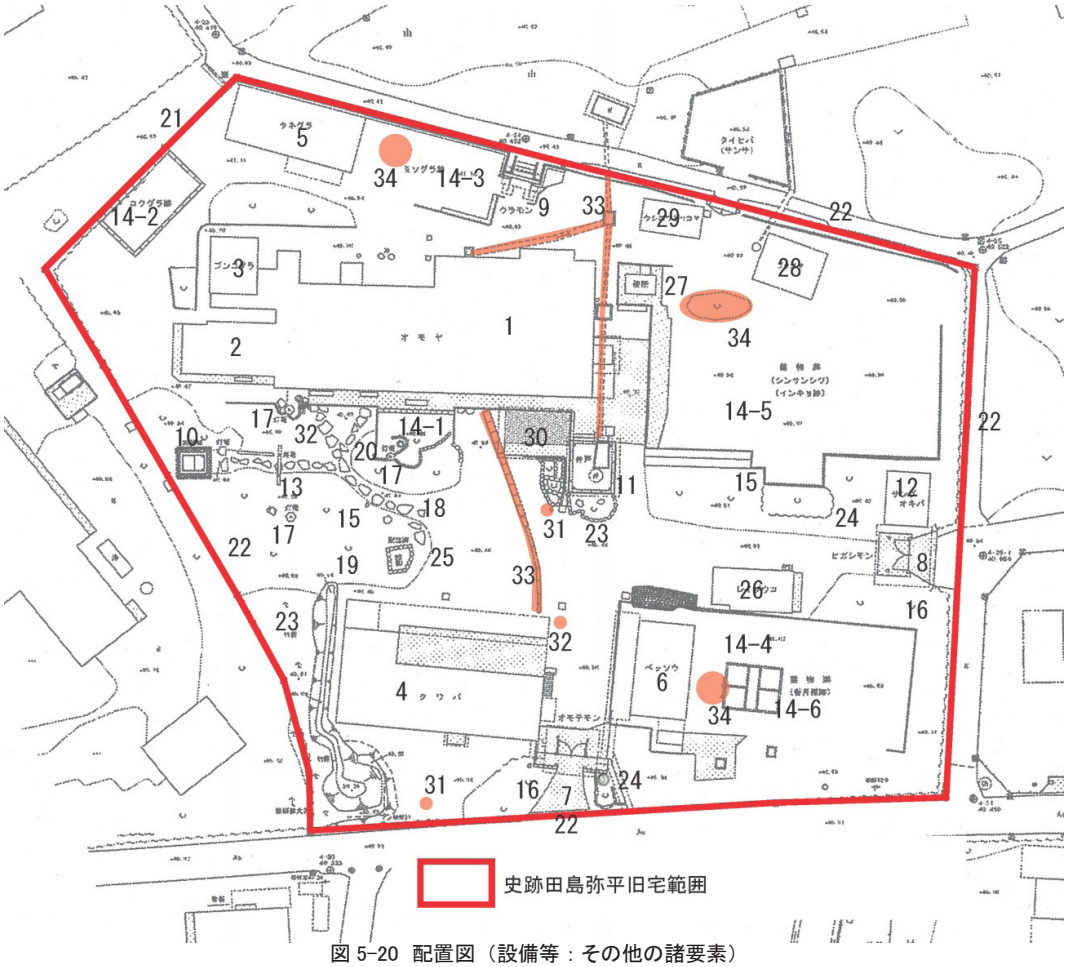

図 5-20　配置図（設備等：その他の諸要素）

31 引き込み柱・電線

32 屋外水栓

33 埋設管（上下水道）

34 建造物遺構上の樹木 -1

34 建造物遺構上の樹木 -2

34 建造物遺構上の樹木 -3

8-3. 設備等整備計画

・所有者が現在も使用している工作物（蔬菜用冷蔵庫、便所）、設備等は、原則改修等を行わない。
・所有者との協議の上、危険な状態である工作物等、遺構にとって危険な樹木は撤去を行う。

○保存のための整備
・日常的な監視のもと危険と判断されるような状況が確認された場合は、見学者に危険が及ばない措置をとる。また同様に埋設遺構に対して危険と判断されるような樹木の生長が確認された場合は、樹木の伐採を行い成長を留める。

○活用のための整備
・豚小屋と牛鶏小屋は構造的に不安定な状態であるが、遺構保護範囲と見学ゾーン（限定範囲に含まれており、通常立入禁止となっている。直接見学者に危険が及ぶ可能性は少ないが、遺構保護及び修景の観点から撤去を行う。
・景観を含めた屋敷全体の整備として、所有者との十分な協議の上、引き込み電線の地中化やそれに伴う電柱の撤去を検討する。

第9節　管理活用施設の整備

9-1. ガイダンス施設

所有者の住居である主屋をはじめ、内部の見学が常態化しない史跡であるため、ガイダンス施設の役割は大きい。見学者の史跡に対する理解を深めるため、ガイダンス施設の設置は必要であると考えられる。

ガイダンス施設の機能や内容としては以下の事項を検討している。

- 田島弥平旧宅と島村の最大の特徴である「蚕種製造業」について解説を行う。
- 蚕種製造業とともに発展した村全体の歴史、村の発展に寄与した田島弥平旧宅の歴史、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産であるため、構成資産について学べる施設にする。
- 蚕の飼育、生糸を取る座繰り、機織り体験、繭クラフトなど、蚕糸業を体験できる施設にする。
- 地域の住民と協働で展示、イベント、講座等を開催できる施設にする。

ガイダンス施設の設置場所については現在検討中であり、決定していないが、既存建物の利用を含めた、様々な可能性を視野に入れて検討を継続する。

場所の候補案としては、①平成 28 年 3 月をもって閉校となる境島小学校、②新地の集落内の空家などを活用、③史跡周辺の土地を利用の 3 つの案が考えられる。図 5-21 は、①の候補地である境島小学校と史跡および周辺便益施設との位置関係を示したものである。

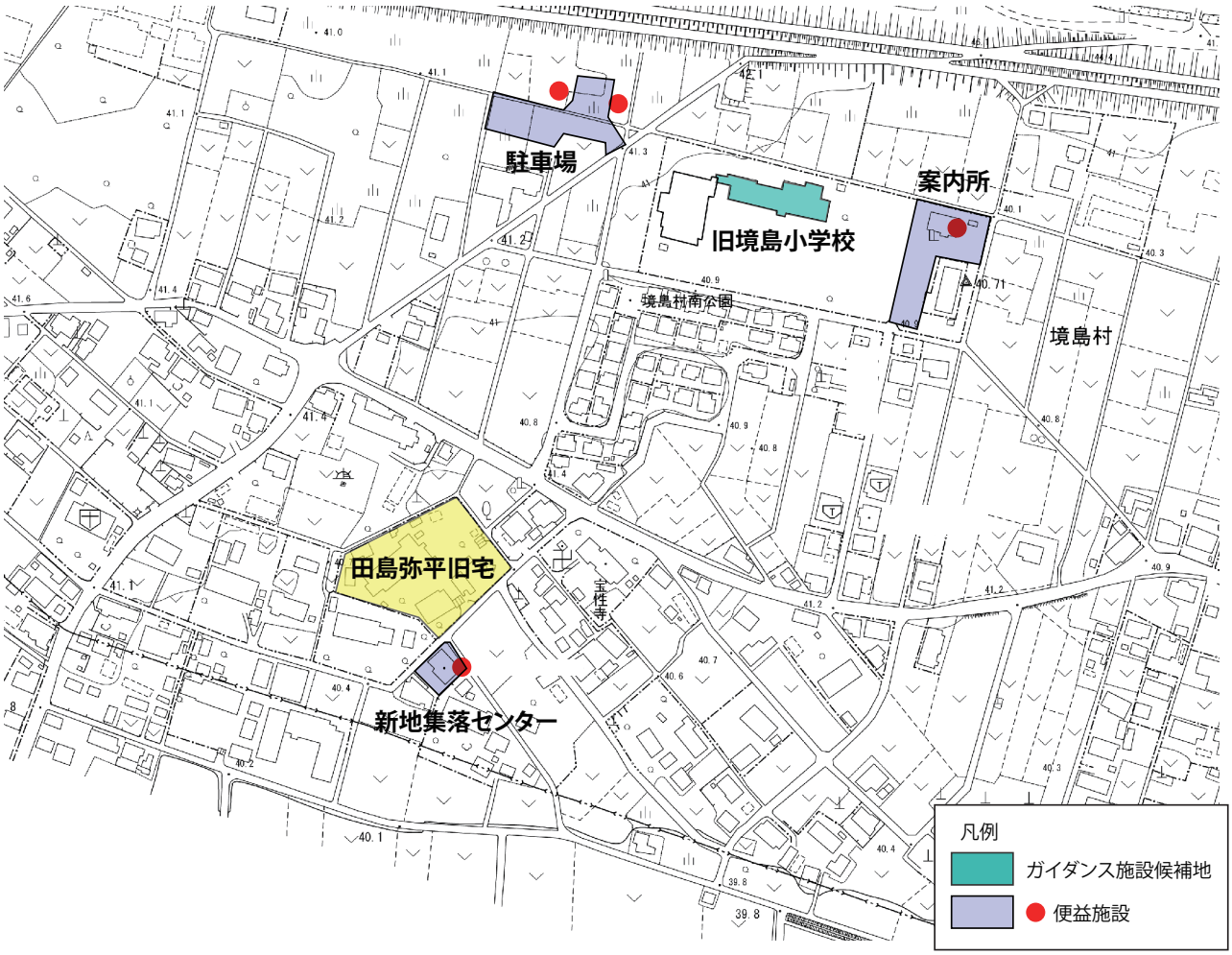

図 5-21　ガイダンス施設配置候補地図

9-2. 便益施設

現在、田島弥平旧宅周辺で見学者が利用できる便益施設は駐車場に隣接して公衆トイレが 2 棟と田島弥平旧宅案内所内にある。また史跡地周辺での暫定的な対応として、新地集落センター敷地内に仮設トイレを設置している（図 5-22）。

便益設備の増加整備については出来るだけ早期に実現できるよう検討を進める。場所の候補地としては、史跡周辺の土地利用が考えられる。将来的に身障者や高齢者用の乗降車用地、防火水槽などとの複合施設としてトイレの設置を検討する。

図 5-22　便益施設配置図

9-3. 防災施設

9-3-1. 保存管理計画に示された防災の考え方

保存管理計画において、以下に示す防災に関する基本的な考え方が示されている。本項では、必要な設備等について整備の必要性を確認し、その具体を記述する。

まずは、保存管理計画における記述を再確認する。

・耐震対策：主屋は極端に壁量が少なく、水平方向の加重に弱いことが指摘されているが、田島弥平旧宅の場合は、開放的で壁が少ないことが清涼育の特徴であり、これを損なうような補強は適さない。
・洪水対策：敷地の盛土や建造物地盤のかさ上げ等の土地の形質変更は行わず、敷地周囲や建物周囲への土嚢積などによる浸水被害の低減を図る。
・暴風雨対策：維持管理を行い、風雨で飛散するものを屋外に置かないようにする。
・雷対策：主屋と桑場には避雷針等の避雷針設備を設置する必要がある。
・火災対策:主屋及び新座敷を 炊事、風呂、暖房としての火気の使用を可能とする火気使用制限区域とし、それ以外の建物及び敷地は火気の使用を基本的に禁止する火気使用禁止区域とする。
・消火設備については防火水槽の設置を検討する。
・防犯対策：監視カメラや警報装置等の設置を検討する。
・獣虫害対策：駆除と発生の防止を図る。

表 5-17 防災に関する項目

	種別	項目
史跡地に関する事項	自然災害に関する事項	地震対策（地盤安定）
		洪水対策
		暴風雨対策
		雷対策
	人災に関する事項	火災対策
		防犯対策
建造物に関する事項	構造に関する事項	耐震補強
	設備に関する事項	防火設備
		避雷設備
		防犯設備
	人的対応に関する事項	体制、訓練等
	獣害等に関する事項	鳥獣害、蟻害対策
緊急車両対応	アクセス等に関する事項	消防車両の進入等
		救急車両の通行

9-3-2. 防火設備・防犯設備

①　防火設備

史跡のある新地地区には地元住民の自主防災組織があり、自然災害や火災時等の体制を整えている。特に、火災発生時には迅速な対応がとれるよう、訓練を行う必要がある。

・自動火災報知設備

：主屋、文庫蔵、新座敷、桑場に自動火災報知設備を設置済みである。

：基本的に消防設置基準に該当する施設や防火上必要と思われる施設には設置を予定する。

：自動火災報知設備の設置は今後建造物の整備に合わせて順次行う。

・漏電火災警報器

：建造物修理の整備でラスモルタルを使用した場合に設置する。

・消火器

：設置済み。建造物の整備に合わせ、管理の見直しを行う。

・消火栓および防火水槽

：現在の消防水利としては径 65 ㎜の消火栓が 140 m以内にあり、消防水利の設置基準は満たしている（図 5-23）。史跡周辺での防火水槽設置は今後継続して検討を行う。

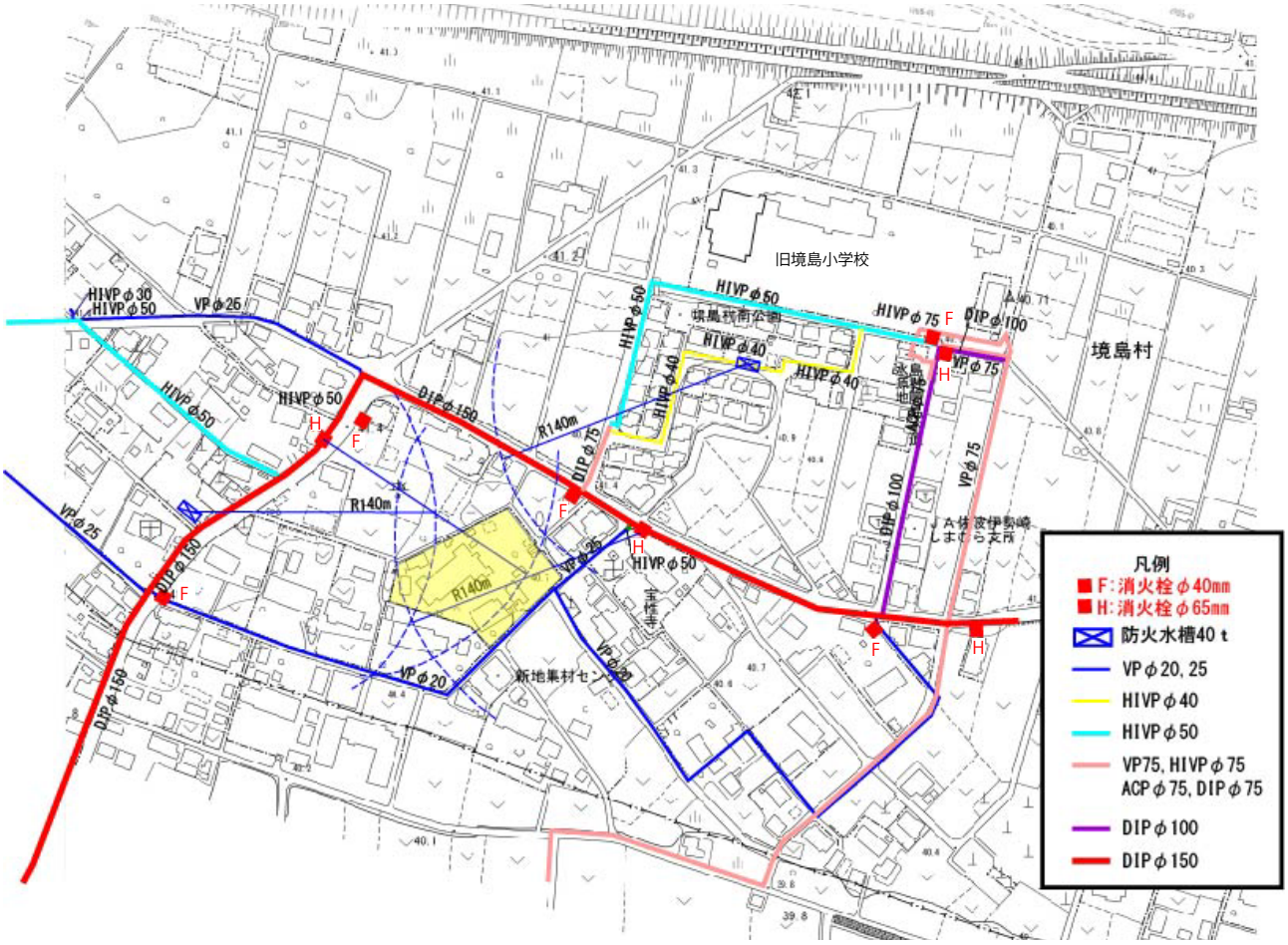

図 5-23　田島弥平旧宅周辺消防水利図

② 防犯設備

建造物については、整備の進捗に合わせて防犯設備の検討を行う。

9-3-3. 避雷設備

・避雷針の設置基準

高さ 20 メートルをこえる建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない。

ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りでない。

（建築基準法 第 33 条）

⇒史跡内で最も高い建造物でも約 9.6 mであり、建築基準法上の設置義務はない。

建築設備計画基準：雷保護設備
（国土交通大臣官房館長営繕部設備・環境課 監修（社）公共建築協会 編）

建築物の使用目的（2）		
○	民家・同程度のビル	2
	外部にアンテナのある民家・同程度のビル	4
	工場・作業場・研究所	6
	事務所・ホテル・集合住宅	7
	教会・ホール・劇場・博物館・デパート・郵便局・駅・空港・競技場	8
	学校・病院・老人ホーム	10
建築物の構造（7）		
	金属以外の屋根で、金属枠で周囲を囲ったもの	1
	金属以外の屋根で、鉄筋コンクリート造	2
	金属・草葺以外の屋根で、煉瓦・コンクリート・石造	4
	金属屋根で、金属枠で囲ったもの、または鉄筋コンクリート造	5
○	金属・草葺以外の屋根で、材木枠または壁	7
	材木枠の金属屋根で、煉瓦・コンクリート・石造	8
	草葺屋根	10
建築物の内容物（8）		
	重要物や引火物を含まない普通住宅・事務所・工場・作業場	2
	引火物を含む工業・農業用建築物	5
	変電所・ガス工場・電話局・放送局	6
○	工業重要施設・古代記念建造物・歴史的建造物・博物館・美術館	8
	学校・病院・老人ホーム	10
建築物の孤立の程度（2）		
○	同じ程度の高さの建築物・樹木が広い範囲で存在	2
	周囲に同じ程度の高さの建築物・樹木が 2 ～ 3 本存在	5
	完全に孤立・周囲建築物や樹木の 2 倍を超える高さ	10
地形（2）		
○	平坦な地方	2
	丘陵地帯	5
	標高 300 ～ 900m の山岳地帯	8
	標高 900m を超える山岳地帯	10
建築物の高さ（4）		
	9m 以下	2
○	9m を超え 15m 未満	4
	9m を超え 15m 未満	5
	20m 以上	40
合計（25）		

6 項目の合計による避雷設備の設置目安の指標は 40。

主屋を参考に算出した数値は 25、基準の指標を下回る。

・地域の気象状況（気象庁：過去の気象データより集計）

前橋市における昭和 6 年 (1931) から平成 26 年 (2014) までの年間の雷日数データでは最少 6 日 / 年、最大 43 日 / 年、平均 21.8 日 / 年で、全国的に見ると雷の少ない地域ではない。

建築基準法や建築設備計画基準から避雷設備設置の義務や対策が必要な建物に該当はしないが、気象データでは決して落雷の少ない地域ではないことがわかる。

整備計画においては文化財保護の観点に基づき、避雷設備の設置を検討に含めるものとする。

また史跡周辺は同程度の規模仕様の大型建造物が点在しているため、地域的な条件も視野に入れた検討を行う。

避雷針参考事例

第10節　史跡周辺の環境保全

10-1. 保存管理計画で示された周辺環境の保全方針

保存管理計画においては、以下の 2 項目が周辺環境の保全方針として記述されている。

・新地地区に残る養蚕農家群については、史跡田島弥平旧宅単体としての保存に加えて、連続性の観点からこれらを群としての保全を検討する。

・島村地区の利根川右岸について、今後景観計画に具体的な規制や誘導の内容を定め、保全を図る。

10-2. 保全の方向性と方針

・新地地区のランドマークである田島弥平旧宅を中心とした、養蚕農家が群在する地域景観や環境の維持保全を図る。

・周辺の環境は、現在、伊勢崎市景観計画の景観重点区域に定め、景観の保護は図られている。今後も、田島弥平旧宅単体ではなく群としての保護を継続する。

・将来的に養蚕農家群は文化財として歴史的な価値の保存を図る。そのため地域住民とともに方法を検討していく。

・地域と一体となった防火体制の構築を検討する。

10-3. 見学ルートの設定

・来訪者は、田島弥平旧宅の周辺（案内所及び駐車場）から、史跡に徒歩で向かう。南側の表門より敷地内に入り、公開部分の見学可能な範囲を移動しながら散策し、敷地外に出るという動線をとる（図 5-24）。

・周囲の養蚕農家群については、田島弥平旧宅の隣家をはじめ、南側に群として所在する養蚕農家を散策しながら見学し、その規模や密度、類似性などを体感してもらう。

図 5-24　田島弥平旧宅周辺図（ 国土地理ポータルより）

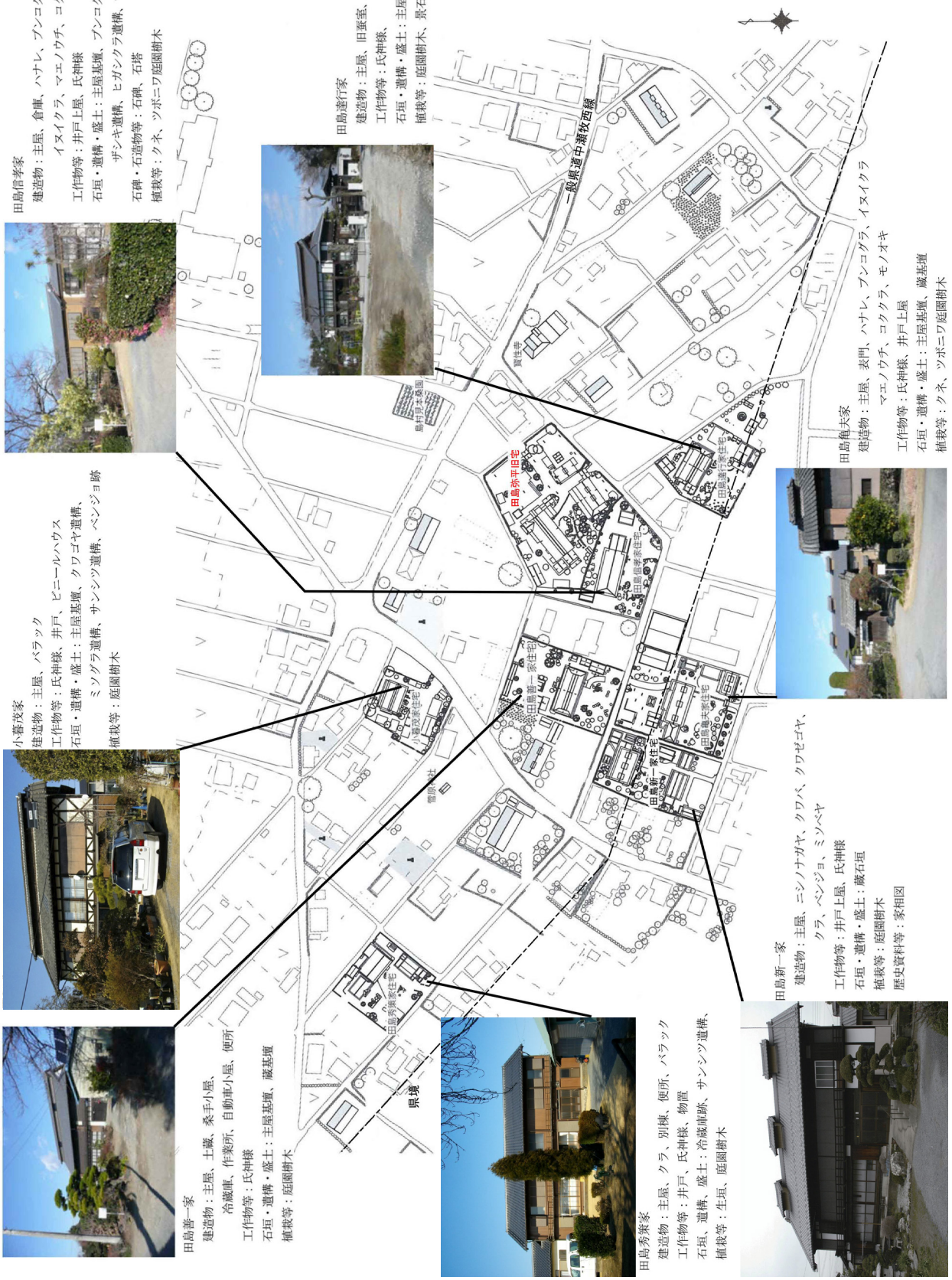

図 5-25　新地地区の養蚕農家『史跡田島弥平旧宅保存管理計画』より　一部改変

10-4. 環境保全に関する法的規制

伊勢崎市は 2008 年（平成 20 年）に景観法に基づく「伊勢崎市景観計画」を定め、「伊勢崎市まちづくり条例」を施行している。この計画及び条例で田島弥平旧宅の所在する境島村地区を「歴史と文化の景観拠点」として位置づけ、境島村の養蚕農家群の文化的な景観資源の保全措置を設けている。

また、「都市計画法」における当該地域は、市街化調整区域であり、開発に関する規制がかかる。さらに、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興施策を重点的に実施する区域」に指定され、農地の保全を中心足した土地利用が進められている。

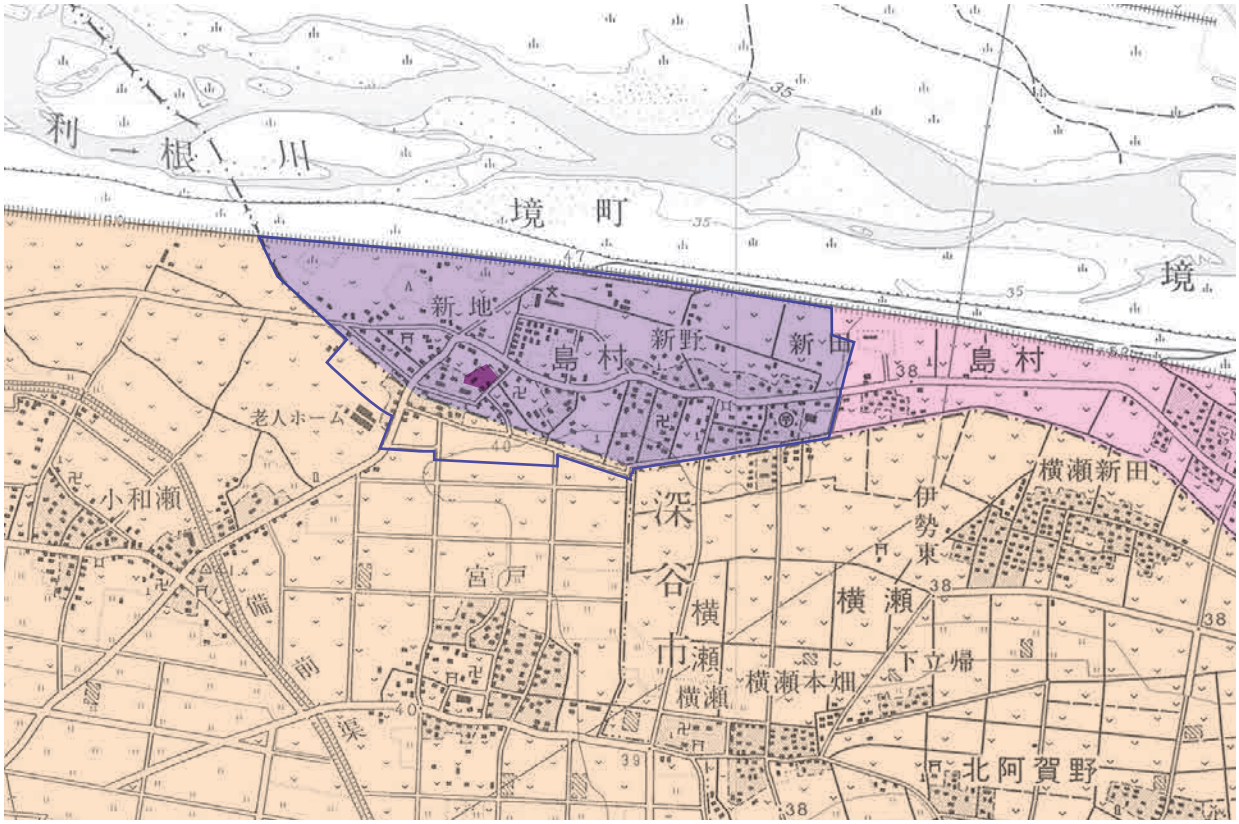

構成資産

緩衝地帯

SCALE 1:20,000
0 200 400 1,000m

伊勢崎市景観計画及び伊勢崎市景観まちづくり条例

境島村景観重点区域 （2013 年 4 月より）
1. 高さ制限 10m
2. 色彩の制限

歴史と文化の景観拠点
1. 地域全体としての調和
2. 色彩の歴史的資源との調和

* 上記の区域を除く伊勢崎市全域は、伊勢崎市景観計画及び伊勢崎市景観まちづくり条例によって一般的に規制されている：建築物、工作物、屋外広告物に対して、形態・意匠や色彩などついて周辺環境との調和を求めている。

埼玉県景観計画及び埼玉県景観条例：特定課題対応区域 **

圏央道以北高速道路沿線区域
1. 色彩の制限

* * この区域は高速道路の整備に伴う開発圧力に対し、のどかな里山景観を守る区域として位置付けられている。

図 5-26 法的規制図（景観法）

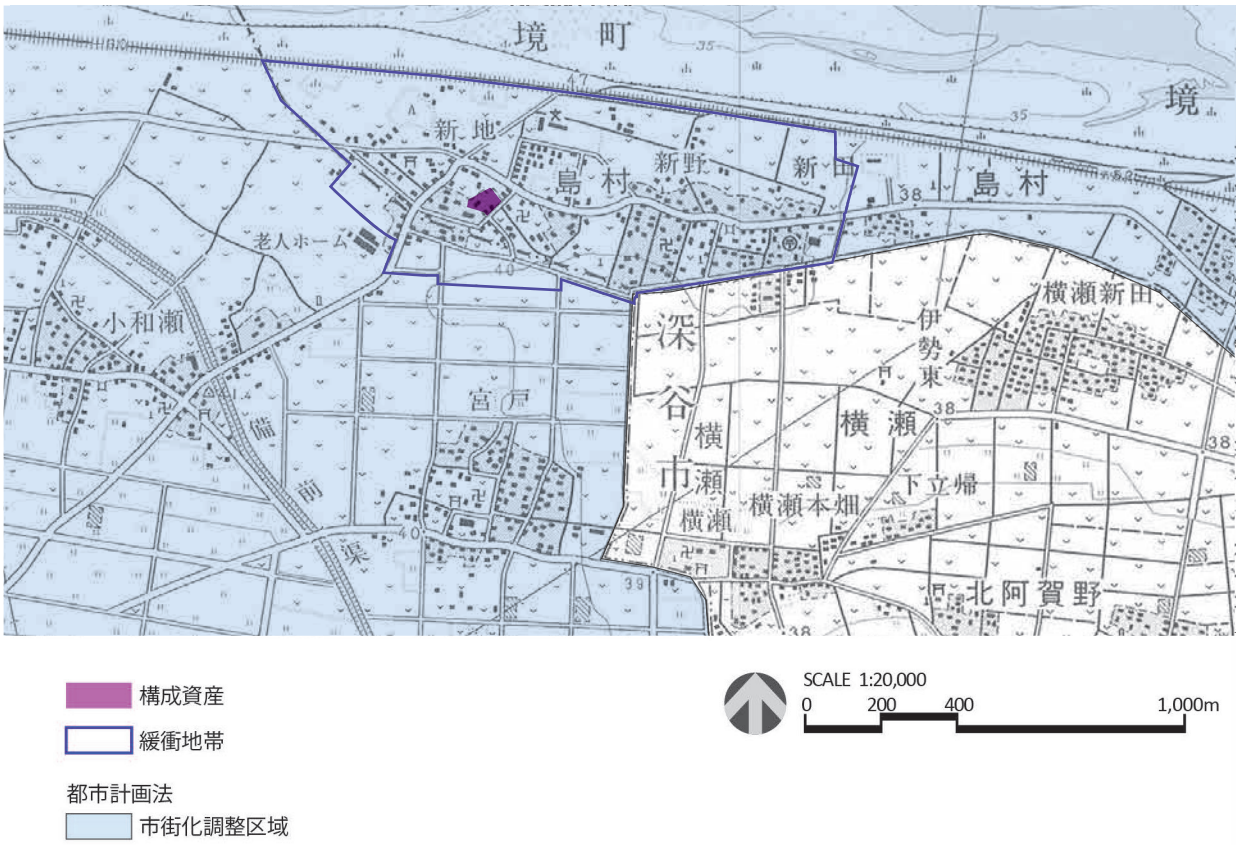

図 5-27　法的規制図（都市計画法）

図 5-28　法的規制図（農振法）

第11節　歴史的資料

歴史資料としての史資料の保存管理も、保存管理計画において以下の内容が記載されている。

田島弥平旧宅には、市指定重要文化財「養蚕新論版木」をはじめとした、史資料や養蚕関連の道具類が残っている。

・現状の保管状況を確認し、収蔵施設等の環境が整った場所への移転等も含めて検討し、適切な保存に努める。

・未整理の史資料については、所有者の了解を得た上で計画的に調査を行い、リスト化を図る。

この保存管理の考え方を基に、歴史資料の活用について、本項で整理する。

田島弥平旧宅に関する歴史資料としては、昭和54年から横浜開港資料館で行われた文書調査により、これまで総計3,514点の史料が把握されている。さらに、主屋・桑場からは未整理の史料が見つかっている。

これらの貴重な歴史資料を確実に保存し、かつ有効に活用することを積極的に検討する。

11-1. 史資料の保存活用

表 5-18 史資料概要

項目	調査状況				備考
	実施	袋分け	目録化	デジタル化	
1. 横浜開港資料館・県史整理の箱	第1回	○	○	○	
	第2回	○	○	○	
	第3回	○	○	○	
	第4回	○	○	未済	
	第5回	○	未済	○	
2. 県史整理分		△	未済	未済	・大雑把な袋分け終了 ＜今後の予定＞ ・袋を酸性紙から中性紙に変える ・目録化、デジタル化を行う ・編年順に箱に収納
3. 未整理分		未済	未済	未済	＜今後の予定＞ ・袋分け、ナンバー付けをして全体数を把握する ・目録化、デジタル化を行う

（平成28年2月現在）

① 史資料の保管

・温湿度管理が必要な資料は、環境管理の可能な場所へ移動して保存する。

② 史資料の活用

・展示（案内所、桑場での展示）に活用し、史跡の価値の理解を高める。

・継続的な調査研究の史資料として活用する。

11-2. 養蚕関連道具の保存活用

・養蚕関係道具は主屋2階、桑場、別荘2階、種蔵に分散されて置かれている。この史資料の点数や種類はまだ把握しきれていない。今後ナンバー付け、写真撮影、目録化を行い、点数と種類を把握する。

その後、展示可能な道具などは、解説と共に目に触れる場所に設置するなどして、見学者の蚕種製造、養蚕に関する理解を深める。

① 養蚕関係道具の保管

・保管場所は史跡内が望ましい。貴重な道具等は、歴史資料同様に環境管理の可能な場所へ移動して保存する。

② 養蚕関係道具の活用

・歴史資料として展示し活用する。

第12節　施設の活用と災害時の対応

12-1. 公開活用

田島弥平旧宅は、今も生活の場として使用されていることや周辺建物の大型養蚕農家と共に群を形成していることが特徴のひとつとして揚げられる。この特徴を最大限に活かし、所有者との協力や地域との連携に重点を置いた公開や普及活動を行う。

① 日常の公開

平成27年現在、通常公開について管理団体である伊勢崎市は、見学等に際しての条件（お願い）をHP等に示し、田島弥平旧宅の公開活用を継続している。当面日常の公開活用はHPに示された内容で継続する予定であるが、整備の進捗に合わせ、公開方法や公開場所の変更が生じた場合は、告知事項も変更し来訪者への情報伝達を行う。

公　開　時　間：　午前9時～午後4時

公　開　範　囲：　庭まで。建物内は立ち入り禁止。

来訪者への対応：　田島弥平旧宅案内所では、団体（概ね10人以上）について、事前予約にて案内ガイドを行っている。個人で来た人については、定時ガイドを行っている。

② 特別公開の実施

通常は一般見学者に対して公開していない非公開ゾーンおよび限定公開ゾーンの一部を、所有者の承諾を得て年2回程度「限定公開」として公開する。

③ 展示活動

桑場を利用した田島弥平旧宅に関わる展示（パネル・映像・模型・実物）を実施する。

（主な展示内容は、「桑場の展示計画」pp.48-49参照）

④ 行事等の開催

- 伊勢崎市では毎年5月第3日曜日に「島村渡船フェスタ」を開催している。このイベントに合わせ、田島弥平旧宅の特別公開や養蚕農家めぐりなどを実施する。
- 絹産業に関するシンポジウム、ワークショップを開催する。
- 絹産業に関連する文化財めぐりを実施する。

⑤ 広報活動情報提供

パンフレット等の作成、ホームページの充実、ガイダンス施設（現在「田島弥平旧宅案内所」）での紹介を継続する。

図5-29　パンフレット

⑥ 学校教育との連携

- 体験実習：田島弥平旧宅の価値や絹産業について、よりわかりやすく伝えるために、参加体験の提供を行う。
- 見学：近隣の学校教育の場として、地域の歴史、文化の理解を促す機会を提供する。

12-2. 災害時の対策

① 史跡内での事故対応等

・警備員や職員による現地での対応、指定管理者、病院などへの連絡等の体制づくりを行う。
・救急、消防等の緊急車両の進入は東門を使用する。
・緊急時の対応として AED を設置する。

② 火災対策

・防火管理区域の設定（図 5-30）

火気使用禁止区域：
火気使用制限区域：

・管理者、所轄の消防、警察への通報など連絡体制を整える。
・火災発見から消防隊が到着するまでの間の初期消火等、地域と連携した体制づくりに努める。

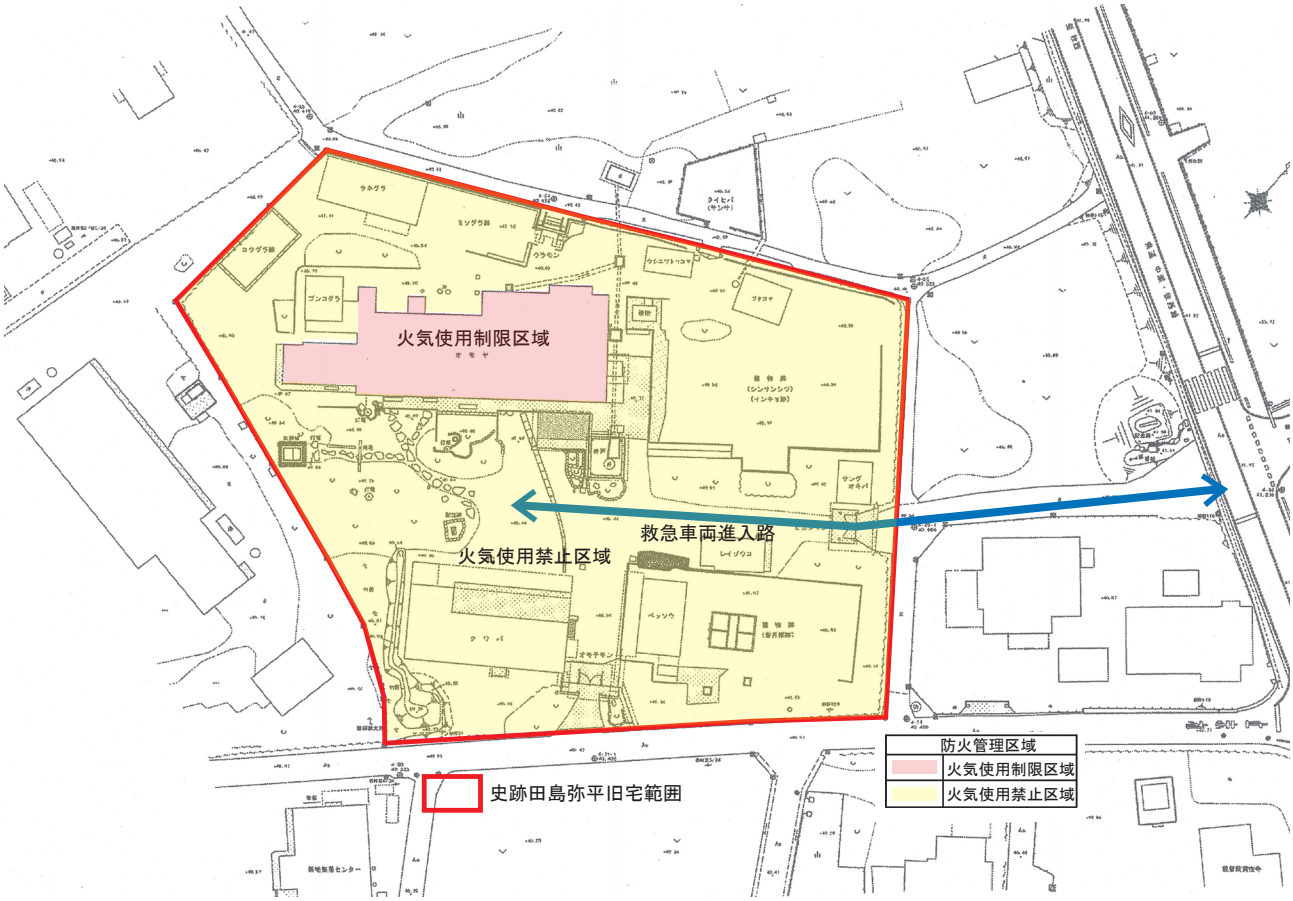

図 5-30　防火管理区域及び緊急車両進入図

③ 自然災害対策

・避難計画の策定

史跡内には構造補強されていない建造物や工作物がある。災害時、見学者が建物内に居る場合は建物外へ誘導し、建物跡地など被害を受けにくい場所へ一時避難させる。その後、安全確認をして史跡地外（避難場所）へ避難するまで誘導する。

第6章　事業計画

第1節　短期、中期、長期の事業計画

基本方針に基づいた整備計画を以下に示す。史跡田島弥平旧宅の整備を、早急に対処が必要と考える短期的な整備と、その後の 5 年間程度に実行する予定の中期的な整備、さらにその後に予定する長期での整備に分けて計画を整理する。

1-1. 短期―平成 27 年度～平成 33 年度

直近の平成 28 年度～平成 33 年度にかけての事業計画の概要を年度ごとに以下に示す。

平成 28 年度
- ○ 全体基本設計
- ○ 家畜小屋の撤去
- ○ 史資料調査
- ○ 発掘調査―史跡西側盛土の基本土層確認及び排水施設の確認調査

平成 29 年度
- ○ 別荘、冷蔵庫跡の実施設計（発掘調査を伴う）
- ○ 発掘調査
  （史跡の基本土層確認、香月楼と別荘の基壇の発掘調査）

平成 30 年度
- ○ 別荘、冷蔵庫跡の修理（発掘調査を伴う）
- ○ 別荘、冷蔵庫跡の設計監理
- ○ 東門、桑場の実施設計（発掘調査を伴う）

平成 31 年度
- ○ 種蔵、裏門の実施設計（発掘調査を伴う）
- ○ 東門、桑場の修理（発掘調査を伴う）
- ○ 東門、桑場の設計監理

平成 32 年度
- ○ 種蔵、裏門の修理（発掘調査を伴う）
- ○ 種蔵、裏門の設計監理

平成 33 年度
- ○ 新蚕室跡の発掘調査
- ○ 新蚕室跡、香月楼跡の基壇の石積み補修
- ○ 建造物の修理報告書の作成
- ○ 発掘調査報告書

短期計画
(平成27年度～平成33年度)

		27	28	29	30	31	32	33
全体基本設計			↔					
付属屋等の修繕、修理	別荘			↔	↔			
	桑場				↔	↔		
	東門				↔	↔		
	種蔵					↔	↔	
	裏門					↔	↔	
	冷蔵庫跡			↔	↔			
	新蚕室跡、香月楼跡の基壇の石積み補修							↔
工作物撤去	豚小屋		↔					
	牛鶏小屋		↔					
史資料調査		↔	↔					
測量調査		↔						
発掘調査	香月楼と別荘の基壇			↔				
	冷蔵庫跡				↔			
	敷地内の基本土層			↔				
	東門				↔			
	桑場				↔			
	種蔵					↔	↔	
	裏門					↔	↔	
	新蚕室跡							↔
検討事項		↔	→	→	→	→	→	→
報告書作成								↔

基本設計、実施設計　　修繕、保存修理
解体撤去　　史資料調査、測量調査、発掘調査
検討事項、報告書作成

1-2. 中期―平成 34 年度～ 38 年度

○建物基壇跡の保存（発掘調査、基壇の保存修理）

1）玄関跡

2）穀蔵跡

3）味噌蔵跡

○敷地の雨水排水処理

1-3. 長期―平成 39 年度以降

○主屋の保存修理

○付属屋の保存修理

1）表門の保存修理

※柴崎医院跡の土地買い上げ、整備工事については伊勢崎市主体で事業を進める。

・整備についてはトイレ、防火水槽の設置を検討する。

※公有地化終了後の整備について

・主屋の修理および公開のための整備を行う。

・庭園と周回路の整備を行う。

※ガイダンス施設

・設置場所は未確定であるが、幾つかの候補地については検討を始めている。

第２節　今後の課題

本計画は、史跡田島弥平旧宅を確実に保存し、活用を推進するための方針を示し、今後の整備活用に向けた計画である。本計画の実現に向けて課題となる事項を整理し、以下に示す。

【整備】

・建造物・屋敷がまえの整備年代の指標は定めたが、各建造物は蚕種製造の衰退とともに改変されている。田島弥平旧宅の歴史の変化を残すには、各建物において活用を含めた整備の検討が必要である。
・史跡隣接地の北東側には、桑の枝を保管した桑手小屋が残っている。建物自体が傾き始めているため、追加指定等の検討が必要である。

【活用】

・現在も所有者が居住しており公開できる範囲が限られている。特に主屋の櫓内部の見学ができないため、田島弥平旧宅の価値を示す公開方法が必要である。
・建造物内には未整理の史資料や養蚕関連道具も残されており、適切な保管と公開できるよう所有者と協議し整理することが必要である。
・主屋の部分公開が、現在は年１，２回の公開だが、定期的な公開を検討する。
・新蚕室跡、香月楼跡の基壇の表示方法を検討する。
・史跡田島弥平旧宅を中心とした島村の街並みの保存活用方法を検討する。

【調査】

・現在の排水設備の位置がはっきりしていないため、排水施設の確認調査が必要である。
・旧表土面の確認調査
・「文久３年家相図」に描かれた建物についても、建物の変遷を考える上で重要なことから確認発掘調査が必要である。
・史跡隣接地の発掘調査。表門の南側の畑地は、前当主（６代目）の話によると、保養施設としてテニスコートがあり、それ以前は冷蔵施設があったという。冷蔵庫の構造、規模を確認する発掘調査が必要である。
・田島弥平家の古文書調査は目録化までは予定されている。その後、蚕種製造や養蚕に関する史料の解読作業を継続する。
・田島弥平旧宅の周辺環境との関係性や配置の背景、意味など、いわゆる「セッティングの価値付け」については、今後の調査で明らかにしていく。そしてその価値を発信していく。

【ガイダンス施設】

・現在旧境島小学校に隣接して案内所があるが、暫定的な施設である。史跡田島弥平旧宅だけではなく、蚕種製造に関わった島村の歴史を伝える上でもガイダンス施設の候補地を早急に選定する必要がある。

【周辺整備】

・新地地区の養蚕農家群を散策する際の道標の設置が必要である。